
第 4 編

第3期 子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年3月
香川県 綾川町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	3
第4節 子ども・子育て支援新制度の概要	3
第5節 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型	4
第2章 綾川町の子どもと子育て家庭の現状	5
第1節 人口と世帯の状況	5
第2節 ニーズ調査からみた綾川町の子育て環境について	11
第3節 綾川町における保育サービスの状況	20
第4節 事業実績評価	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
第1節 計画の基本理念	25
第2節 基本目標と基本施策	26
第3節 計画期間の将来推計人口	32
第4節 教育・保育提供区域の設定	32
第4章 分野別施策の展開	33
第1節 安心して子育てできるまち	33
第2節 家庭と地域で子育てするまち	36
第3節 子育て家庭が生き生きできるまち	41
第4節 子どもの生きる力を創るまち	52
第5節 わくわく・ドキドキ・にこにこするまち	56
第5章 子ども・子育て支援サービスの提供見込量	58
第1節 子ども・子育て支援サービスの量の見込みの算出方法	58
第2節 幼児期の学校教育・保育の提供見込量	61
第3節 地域子ども・子育て支援事業の見込量	64
第4節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり	73
第6章 計画の推進体制	75
第1節 計画の推進体制	75
資料編	76
第1節 綾川町子ども・子育て会議の経過	76
第2節 子ども・子育て会議委員名簿	77

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本町では、平成27年に新たに「子ども・子育て支援新制度」が施行するにあたり、「綾川町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」（以下、「第1期計画」）を策定し、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んできました。

また、「綾川町第2次総合振興計画」（計画期間：平成29年度～令和8年度）においては、『いいひと いいまち いい笑顔～住まいる あやがわ～』を将来像に掲げ、子育て関連が対象となる福祉・社会保障分野では、「安心して住み続けられるまち」を目指しています。

一方、国においては、近年の子どもと家庭を取り巻く環境の大きな変化に対し、令和5年4月「こども基本法」が施行され「こども家庭庁」が発足しました。また、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、行政を始め、地域社会全体で子どもたちの成長を支援していくことが示されました。

本計画は、第2期計画の改定時期を迎え、法制度の改正や国の方向性のほか、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するために策定するものです。第2期計画期間中の取組の進捗状況や課題を整理し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及びその時期などを定めて、子育て支援事業に対するニーズに応じていくために策定します。

第2節 計画の位置づけ

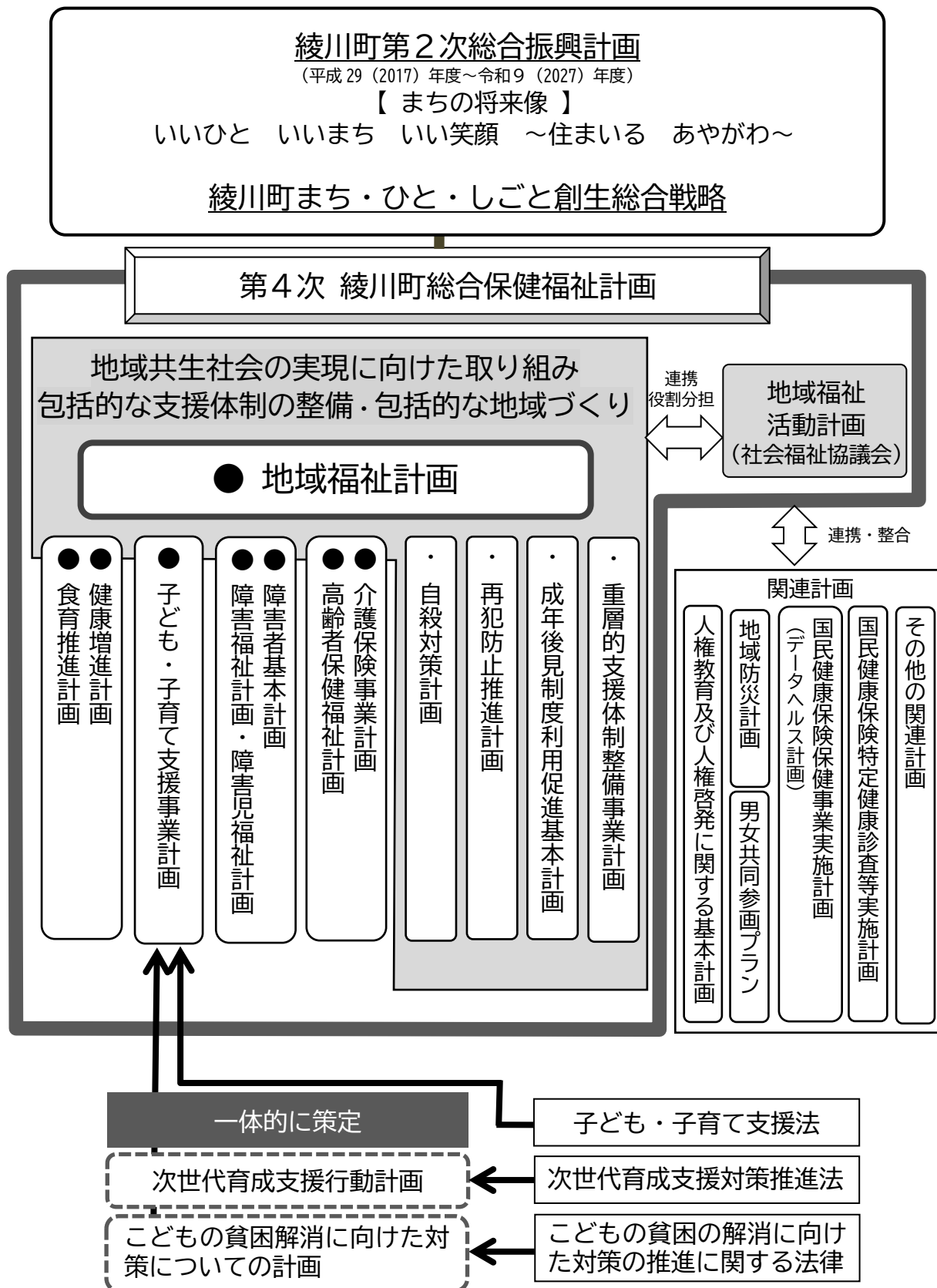
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制確保方策を定めます。

同時に、本計画は本町のまちづくりの基本的な指針となる「綾川町第2次総合振興計画」及びすべての福祉計画の上位計画となる「第4次綾川町地域福祉計画」を上位計画とし、またその他の諸計画とも整合・連携を図りながら、子ども・子育てに関する具体的な行動計画として策定します。特に、令和6年度に策定された第3期障害児福祉計画に対しては、児童を対象とする計画であることから、整合性を保ち策定します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」及

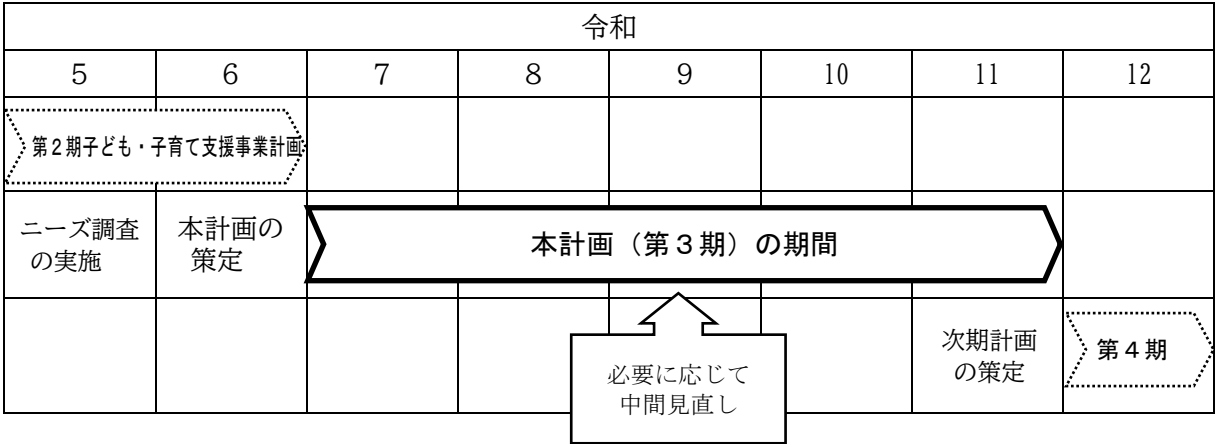
びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」については、綾川町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

子ども・子育て支援事業計画と上位計画等の関係



第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和7（2025）年度から、令和11（2029）年度までを計画期間とします。



第4節 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3法（以下「子ども・子育て関連3法」とする）に基づく制度です。本町でも、平成27年度から「綾川町子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）に位置づけ、施行されました。

それまでは、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。このような基本理念のもと、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されました。したがって、本計画に基づき、市町村は、それぞれの地域の特性や課題に即した制度運営を行います。また、教育・保育事業等の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されています。令和元年の改正では、「幼児教育・保育の無償化」が導入され、令和6年の改正では、児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減や「こども誰でも通園制度」が創設されました。

第5節 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。また、「教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。本町での、教育・保育給付に当たる施設は、認定こども園となります。

子ども・子育て支援法のサービスの類型

給付の区分		事 業 名
子どものための 教育・保育給付	施設型給付	1 幼稚園
		2 認可保育所
		3 認定こども園
	地域型保育給 付（市町村が 認可）	4 小規模保育
		5 家庭的保育
		6 居宅訪問型保育
		7 事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業	
	2 地域子育て支援拠点事業	
	3 妊婦健康診査	
	4 乳児家庭全戸訪問事業	
	5 養育支援訪問事業等	
	6 子育て短期支援事業	
	7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	8 一時預かり事業	
	9 延長保育事業	
	10 病児保育事業	
	11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	12 子育て世帯訪問支援事業	
	13 妊婦等包括相談支援事業	
	14 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	15 産後ケア事業	
	16 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	17 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

※地域子ども・子育て支援事業内容については 64 ページに記載しています

※地域子ども・子育て支援事業の 1・2・13 については、重層的支援体制整備事業として一体的に実施します。

第2章 綾川町の子どもと子育て家庭の現状

第1節 人口と世帯の状況

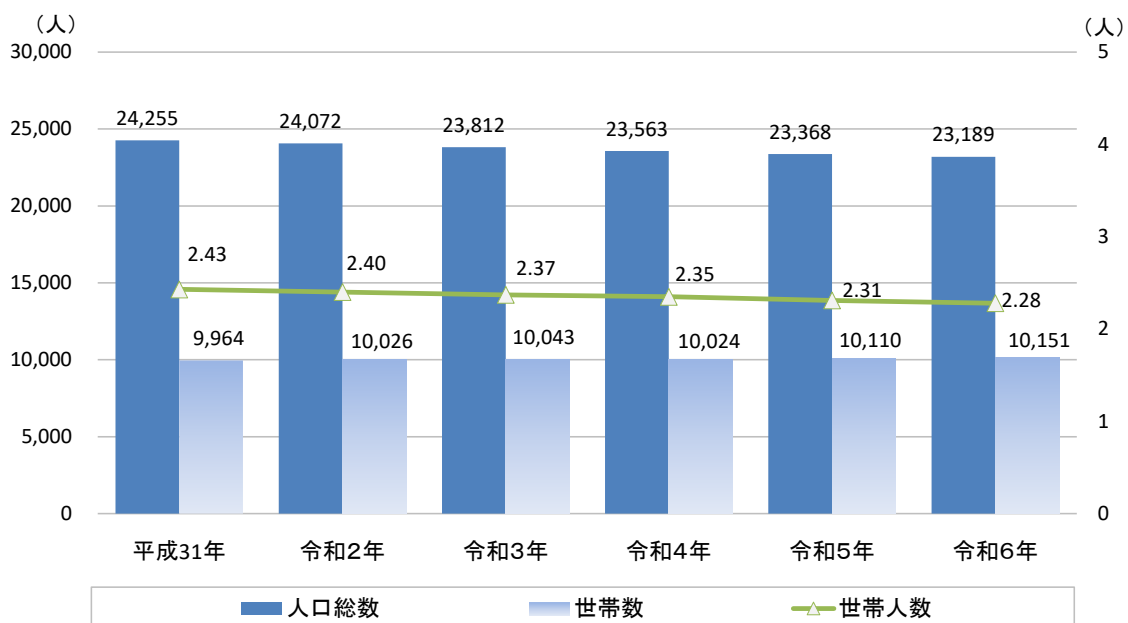
1 総人口と総世帯の状況

令和6年1月現在、本町の人口は23,189人で、世帯は10,151世帯、一世帯当たりの人数は2.28人となっています。人口の推移をみると、平成31年から令和6年まで減少し続けています。世帯数については、令和4年を除き増加傾向となっていますが、世帯人数は減少が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

人口と世帯数の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口総数	24,255	24,072	23,812	23,563	23,368	23,189
男性	11,833	11,762	11,602	11,464	11,384	11,356
女性	12,422	12,310	12,210	12,099	11,984	11,833
世帯数	9,964	10,026	10,043	10,024	10,110	10,151
世帯人数	2.43	2.40	2.37	2.35	2.31	2.28

資料：住民基本台帳（各年1月1日）



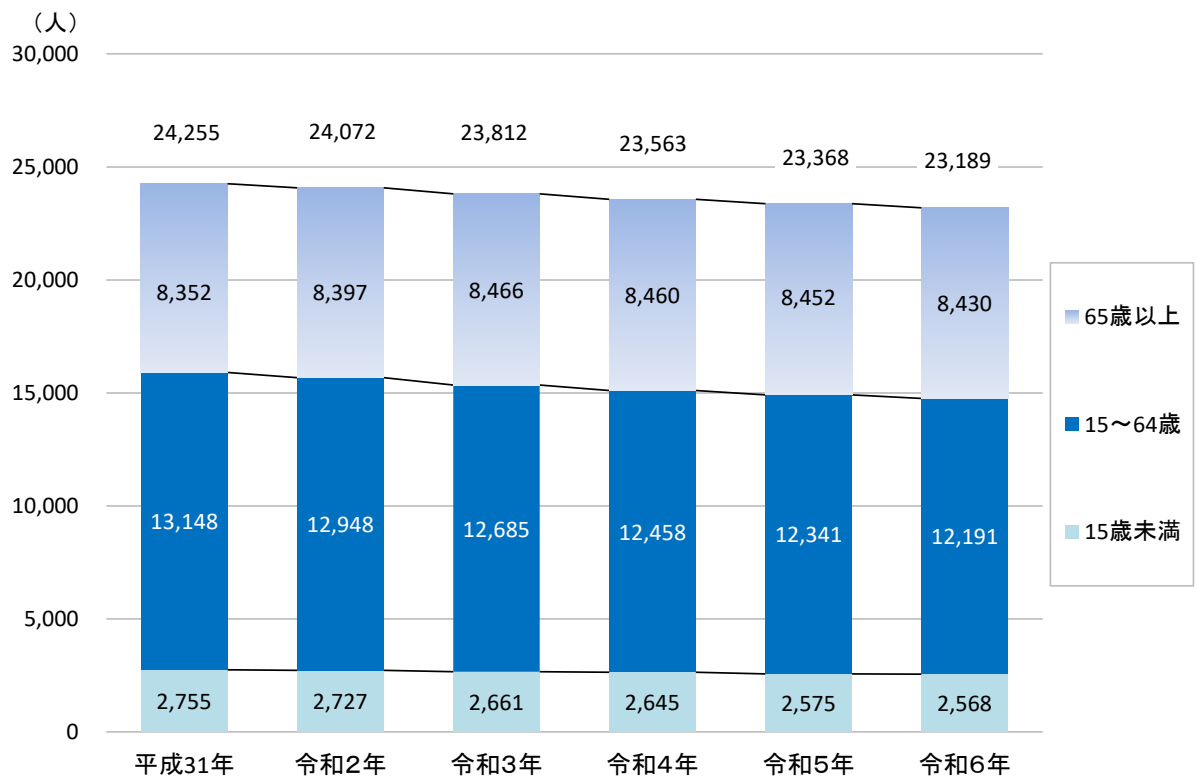
2 年齢3区分人口の推移

令和6年の15歳未満の年少人口は2,568人で、年少人口比率は11.1%である一方、65歳以上の高齢人口は8,430人で、高齢人口比率は36.4%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は減少傾向、65歳以上の高齢人口については増加傾向となっており、本町の少子・高齢化が進行しています。

年齢3区分人口構成の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	24,255	24,072	23,812	23,563	23,368	23,189
15歳未満	2,755	2,727	2,661	2,645	2,575	2,568
割合	11.4%	11.3%	11.2%	11.2%	11.0%	11.1%
15～64歳	13,148	12,948	12,685	12,458	12,341	12,191
割合	54.2%	53.8%	53.3%	52.9%	52.8%	52.6%
65歳以上	8,352	8,397	8,466	8,460	8,452	8,430
割合	34.4%	34.9%	35.6%	35.9%	36.2%	36.4%

資料：住民基本台帳（各年1月1日）



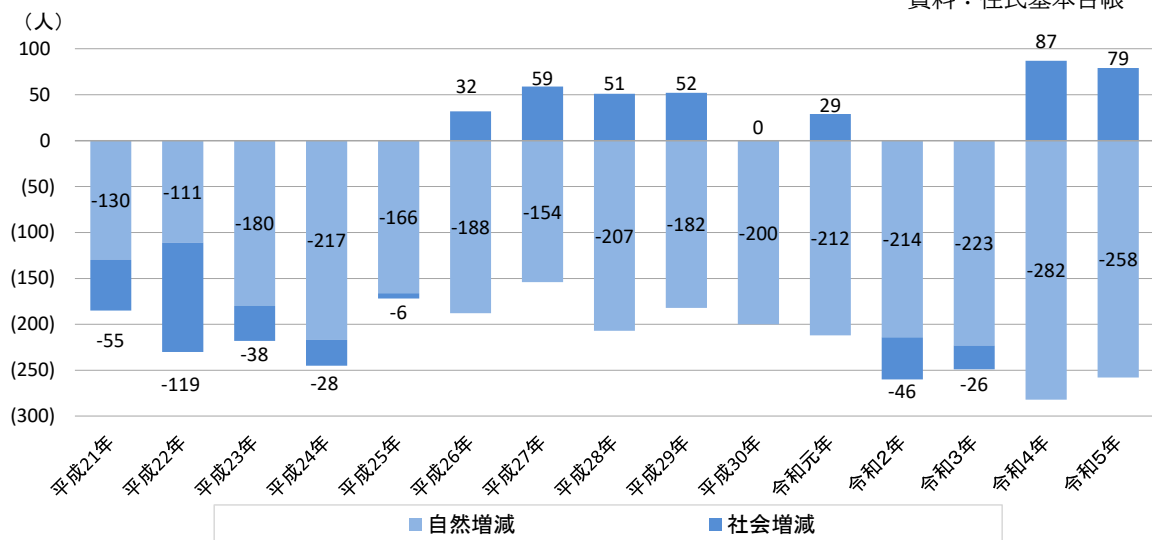
3 人口動態

平成 21 年から令和 5 年までの人口動態について、自然動態は、死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態では社会増の年と社会減の年があり、近年では平成 26 年以降、平成 30 年、令和 2、3 年を除いて、社会増となっています。自然動態と社会動態を加算した人口動態は人口減が続いています。

人口と世帯数の推移

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 21 年	152	282	-130	643	698	-55	-185
平成 22 年	171	282	-111	595	714	-119	-230
平成 23 年	152	332	-180	670	708	-38	-218
平成 24 年	137	354	-217	665	693	-28	-245
平成 25 年	133	299	-166	751	757	-6	-172
平成 26 年	147	335	-188	758	726	32	-156
平成 27 年	160	314	-154	753	694	59	-95
平成 28 年	149	356	-207	864	813	51	-156
平成 29 年	145	327	-182	811	759	52	-130
平成 30 年	133	333	-200	771	771	0	-200
令和元年	147	359	-212	772	743	29	-183
令和 2 年	114	328	-214	634	680	-46	-260
令和 3 年	145	368	-223	623	649	-26	-249
令和 4 年	91	373	-282	855	768	87	-195
令和 5 年	107	365	-258	815	736	79	-179

資料：住民基本台帳



4 世帯類型等の推移

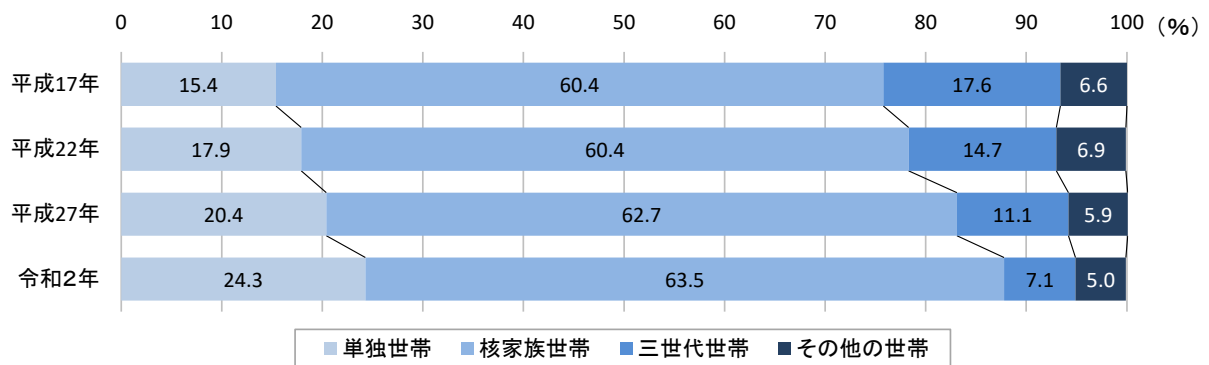
国勢調査によると、令和2年の一般世帯数の合計は、8,837世帯で、核家族世帯が5,611世帯、三世帯世帯が631世帯、単独世帯が2,149世帯となっています。平成17年からの構成割合の推移をみると、単独世帯と核家族世帯が増加し、三世帯世帯が減少しています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、令和2年では1,852世帯、一般世帯の21.0%で、減少傾向が続いています。

世帯類型等の推移

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	1,270	15.4 %	1,501	17.9 %	1,737	20.4 %	2,149	24.3 %
核家族世帯	4,999	60.4 %	5,069	60.4 %	5,345	62.7 %	5,611	63.5 %
三世帯世帯	1,455	17.6 %	1,237	14.7 %	943	11.1 %	631	7.1 %
その他の世帯	547	6.6 %	581	6.9 %	506	5.9 %	446	5.0 %
合計（一般世帯数）	8,271	100.0 %	8,388	100.0 %	8,531	100.0 %	8,837	99.0 %

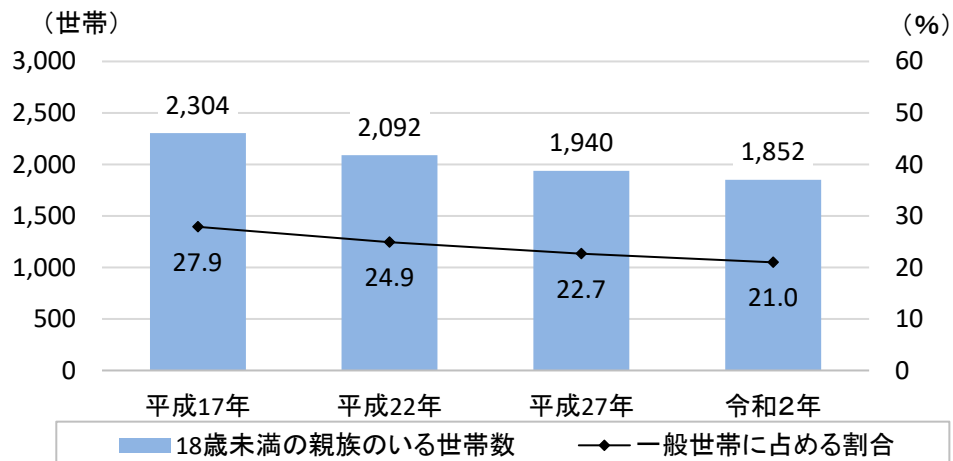
資料：国勢調査



18歳未満の児童のいる世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
18歳未満の親族のいる世帯数	2,304	2,092	1,940	1,852
一般世帯に占める割合	27.9 %	24.9 %	22.7 %	21.0 %

資料：国勢調査



5 女性の就業状況

国勢調査によると、年齢別にみた女性の就業率の傾向については、令和2年と平成27年を比較すると、出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて低くなるいわゆるM字型曲線は、ほぼ緩やかになり、出産を契機に離職せず、就業を続ける人が増えていることが考えられます。

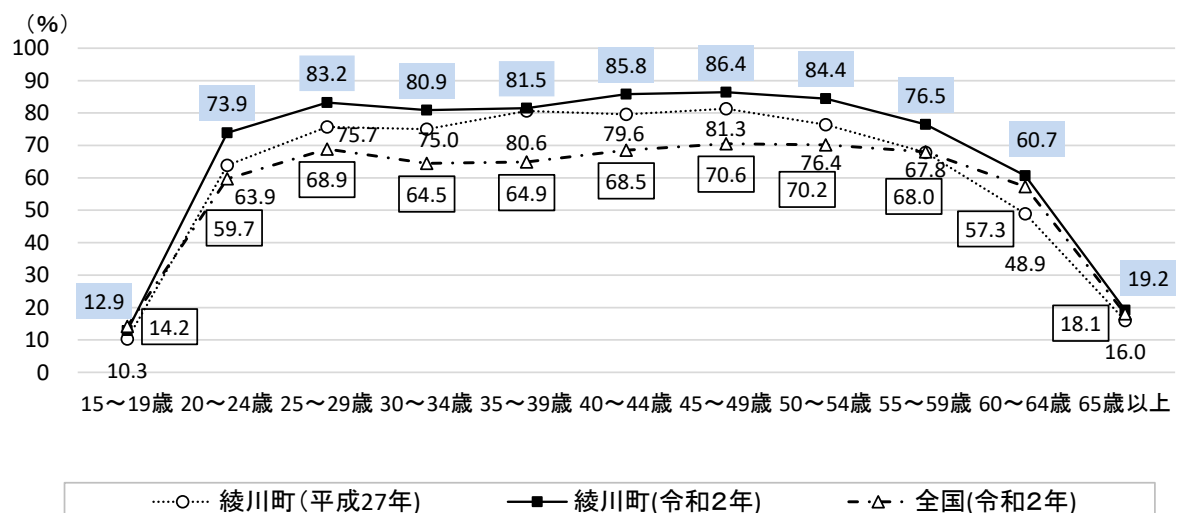
また、令和2年度について、本町と全国を比較すると、20歳代以降で本町の女性就業数の割合が全国を上回っています。

女性の就業者数の推移

	平成27年			令和2年			
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	全国割合
15～19歳	53	517	10.3%	60	466	12.9%	14.2%
20～24歳	267	418	63.9%	255	345	73.9%	59.7%
25～29歳	361	477	75.7%	328	394	83.2%	68.9%
30～34歳	377	503	75.0%	428	529	80.9%	64.5%
35～39歳	550	682	80.6%	459	563	81.5%	64.9%
40～44歳	622	781	79.6%	604	704	85.8%	68.5%
45～49歳	533	656	81.3%	673	779	86.4%	70.6%
50～54歳	467	611	76.4%	541	641	84.4%	70.2%
55～59歳	576	850	67.8%	465	608	76.5%	68.0%
60～64歳	485	991	48.9%	511	842	60.7%	57.3%
65歳以上	697	4,366	16.0%	866	4,514	19.2%	18.1%
合計	4,988	10,852	46.0%	5,190	10,385	50.0%	46.5%

※割合には、労働力不詳人数含む

資料：国勢調査



※枠なしの値は綾川町(平成27年)、網掛けの値は綾川町(令和2年)、囲みの値は全国(令和2年)

6 配偶関係の状況

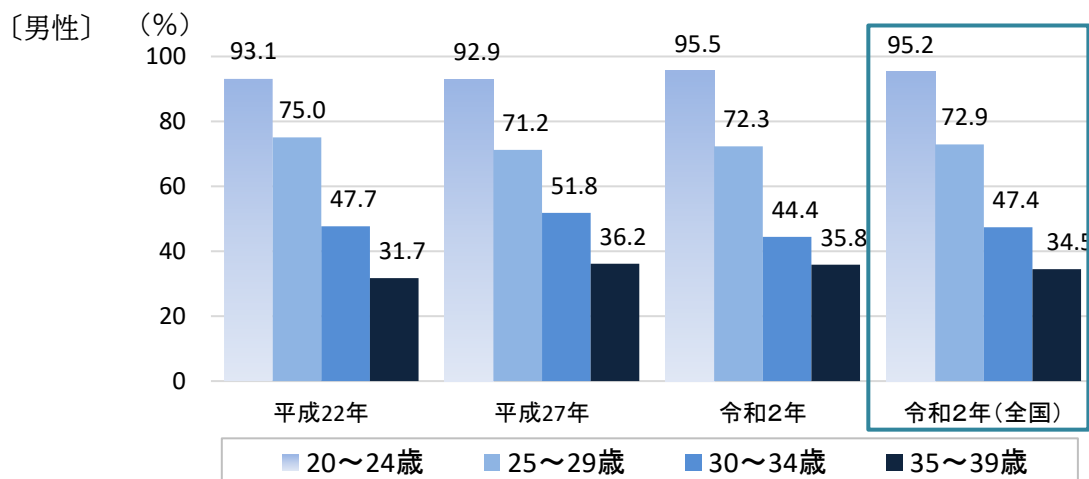
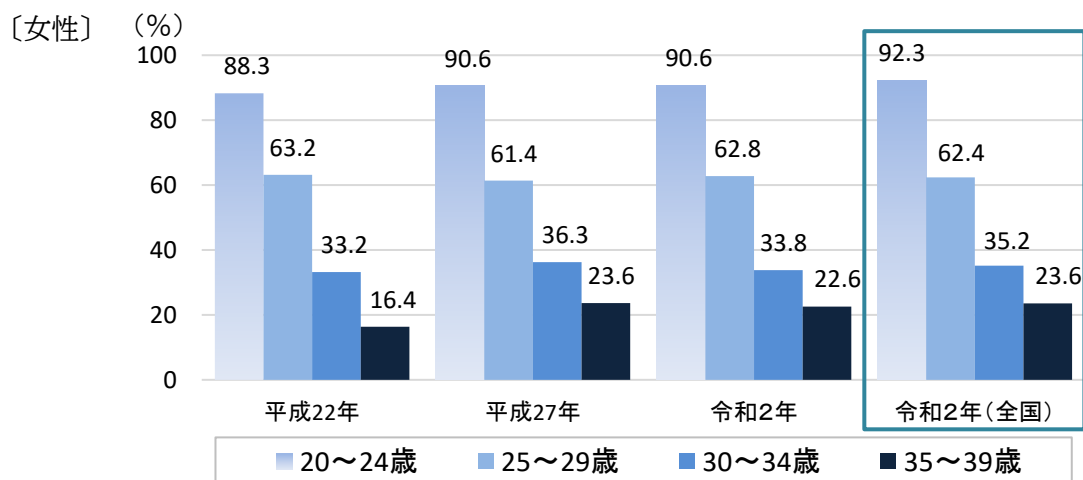
令和2年の20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35～39歳の層で、女性の22.6%、男性の35.8%が未婚となっています。この割合は、女性は平成22年の未婚率よりも微増、男性は約1.13倍に増加し、晩婚化・非婚化の傾向が継続しています。

令和2年の全国値と比較すると、女性は25～29歳代、男性は20～24歳代と35～39歳代で全国平均を上回っています。

未婚者数の推移

性別	年齢区分	平成22年		平成27年		令和2年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
女性	20～24歳	400	88.3%	374	90.6%	309	90.6%
	25～29歳	327	63.2%	289	61.4%	246	62.8%
	30～34歳	227	33.2%	182	36.3%	177	33.8%
	35～39歳	122	16.4%	161	23.6%	127	22.6%
男性	20～24歳	380	93.1%	339	92.9%	360	95.5%
	25～29歳	398	75.0%	354	71.2%	290	72.3%
	30～34歳	325	47.7%	278	51.8%	227	44.4%
	35～39歳	244	31.7%	247	36.2%	203	35.8%

資料：国勢調査



第2節 ニーズ調査からみた綾川町の子育て環境について

本計画策定にあたり、令和6年2月～3月に小学校6年生以下のお子さんのいる保護者を対象に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

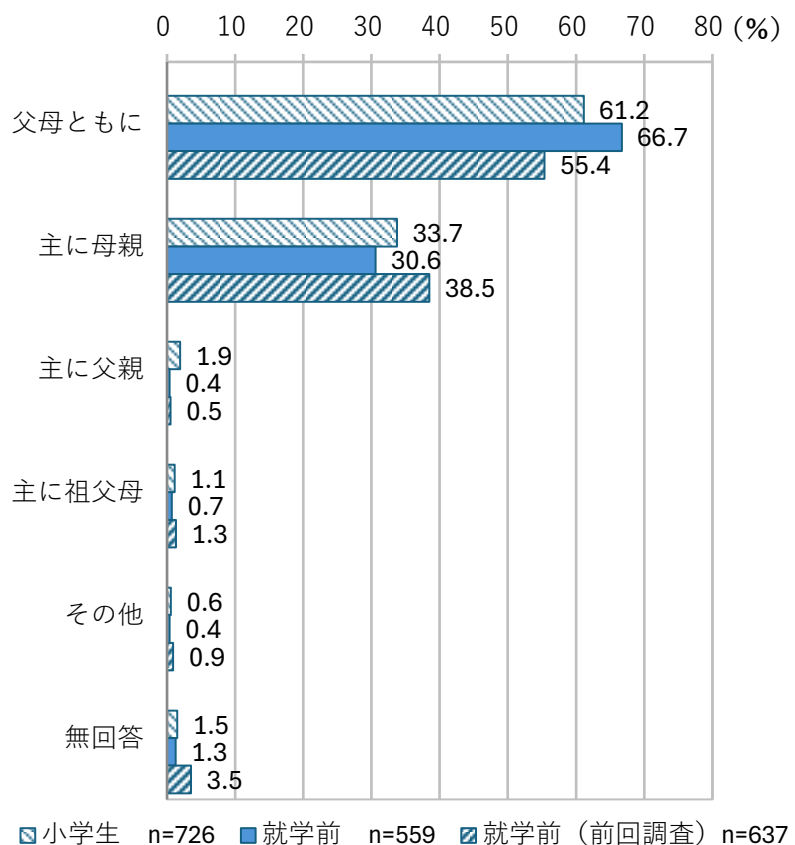
町内の小学校6年生以下のお子さんがある1,592世帯にアンケート調査票を配布し、1,285世帯分を回収しました。回収率は80.7%でした。町立こども園・小学校に在籍する子どもの保護者にはこども園・小学校を通じて、それ以外のお子さんの保護者には郵送にて、配布・回収をしました。

結果の概要は以下のとおりです。（※本文中、前回調査とは平成30年12月実施の調査です。）

1 お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方について

小学生保護者では、「父母ともに」の割合が最も高く61.2%となっています。次いで「主に母親」(33.7%)、「主に父親」(1.9%)となっています。また、就学前児童保護者では、「父母ともに」の割合が最も高く66.7%となっています。次いで「主に母親」(30.6%)、「主に祖父母」(0.7%)となっています。

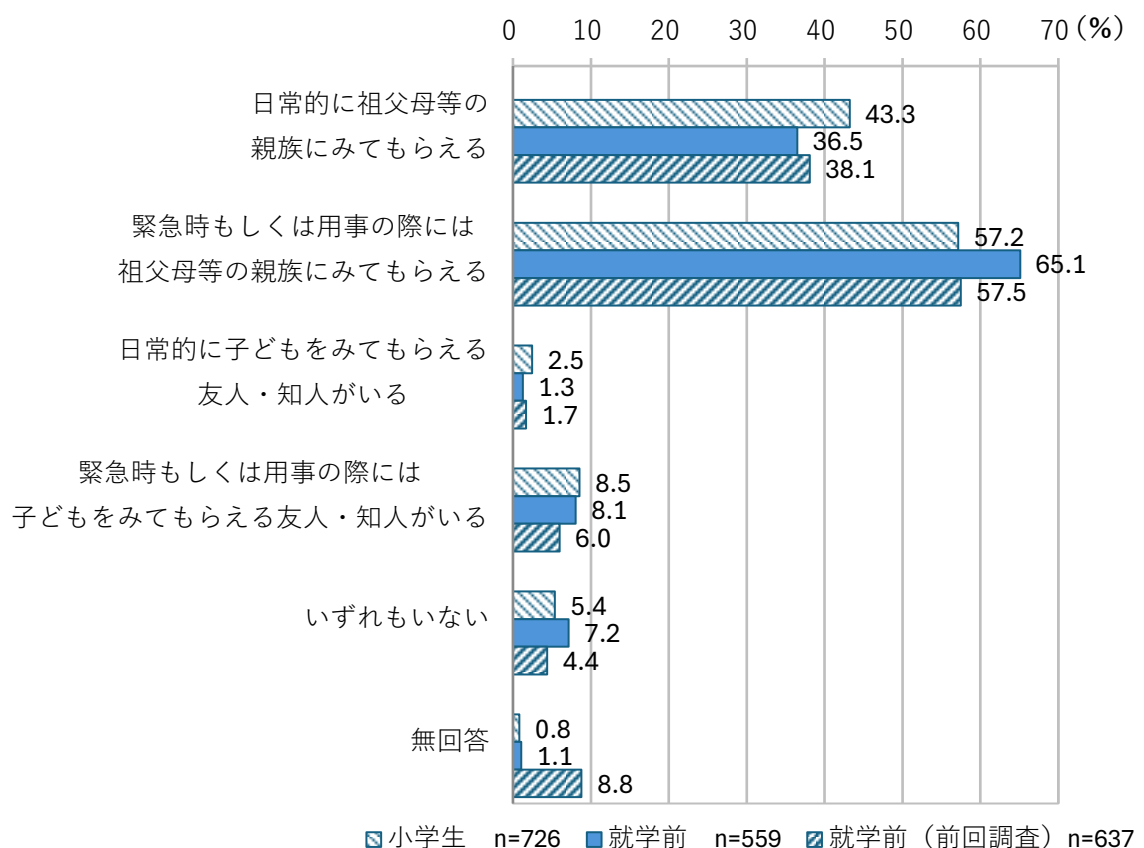
就学前児童保護者の前回調査との比較では、「父母ともに」が11.3ポイント増加し、「主に母親」が7.9ポイント減少しています。子育てにおける父親の参加が増加しており、今後、父親の参加に対する課題や支援に向けた情報発信が求められます。



2 子どもをみてもらえる親族・知人について

小学生保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く 57.2%となっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(43.3%)となっています。また、就学前児童保護者についても、小学生保護者同様に、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く 65.1%となっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(36.5%)となっています。

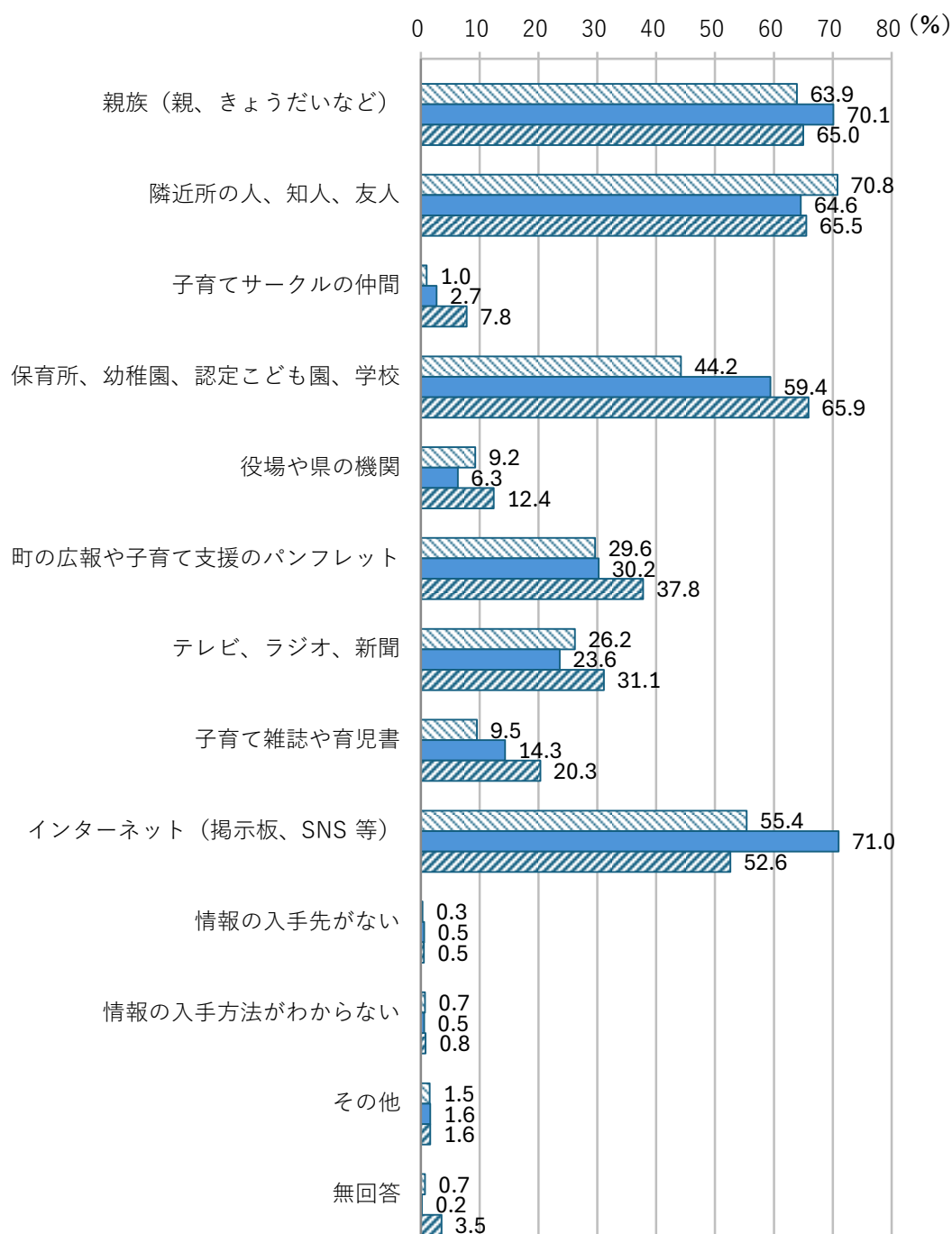
就学前児童保護者の前回調査との比較では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が7.6ポイント増加し、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が1.6ポイント減少しています。緊急時の支援については、祖父母の協力が得られやすくなっている一方で、日常的には、さらなる子育て支援のサービスが求められています。



3 子育てに関する情報の入手先について

小学生保護者では、「隣近所の人、知人、友人」の割合が最も高く 70.8%となっています。次いで「親族（親、きょうだいなど）」(63.9%)、「インターネット（掲示板、SNS 等）」(55.4%)となっています。また、就学前児童保護者では、「インターネット（掲示板、SNS 等）」の割合が最も高く 71.0%となっています。次いで「親族（親、きょうだいなど）」(70.1%)、「隣近所の人、知人、友人」(64.6%)となっています。

就学前児童保護者の前回調査との比較では、「インターネット（掲示板、SNS 等）」が 18.4 ポイントと大幅に増加しており、インターネット等を利用した情報入手だけでなく、子育てに関連する手続き等を含めた情報提供等に関する手段の検討が求められます。

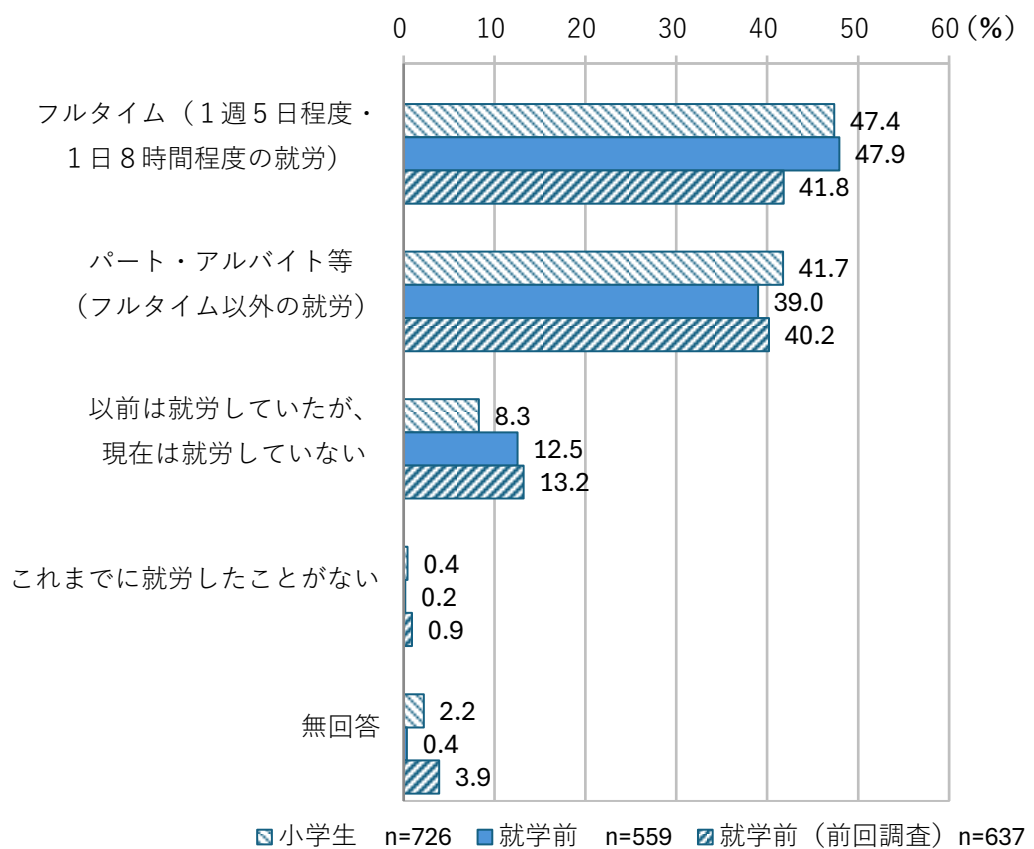


■小学生 n=726 ■就学前 n=559 ■就学前（前回調査）n=637

4 母親の就労状況について

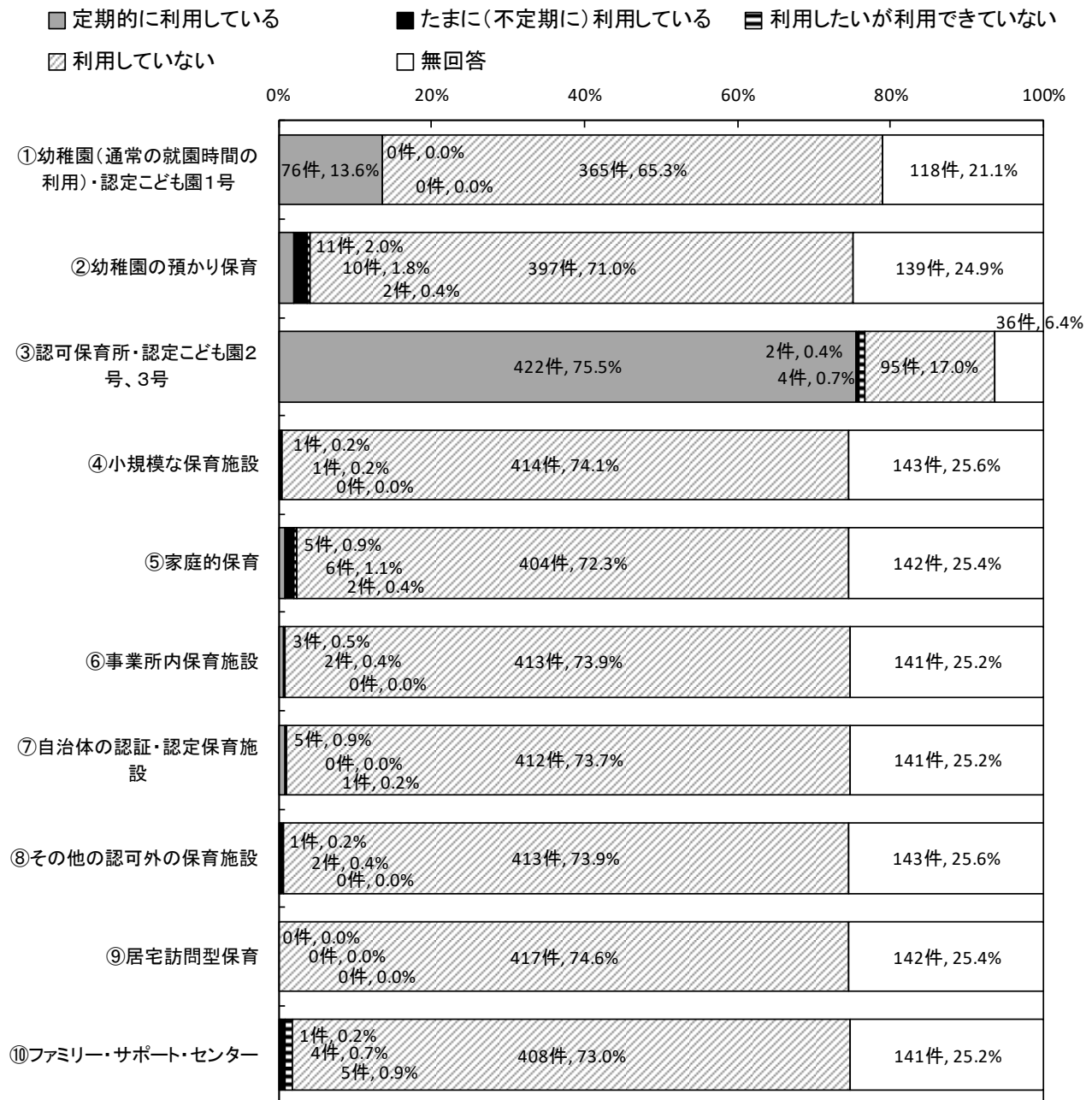
小学生保護者では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が最も高く47.4%となっています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（41.7%）となっています。また、就学前児童保護者では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が最も高く47.9%となっています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（39.0%）となっています。

就学前児童保護者の前回調査との比較では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が6.1ポイント増加し、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が1.2ポイント減少しています。フルタイム勤務の母親が1割以上増加しており、さらなる子育て支援サービスの充実が求められます。



5 定期的な教育・保育の利用状況について（就学前児童保護者）

定期的な教育・保育の利用状況は、「定期的にご利用している」では「③認可保育所・認定こども園2号、3号」が75.5%、「①幼稚園（通常の就園時間の利用）・認定こども園1号」が13.6%となっており、合計で89.1%となっており、こども園の利用が多い結果を反映しています。一方で、「③認可保育所・認定こども園2号、3号」に対しては、少数ながら「利用したいができていない」（4件,0.7%）との回答もあり、利用希望に対する調整が求められています。

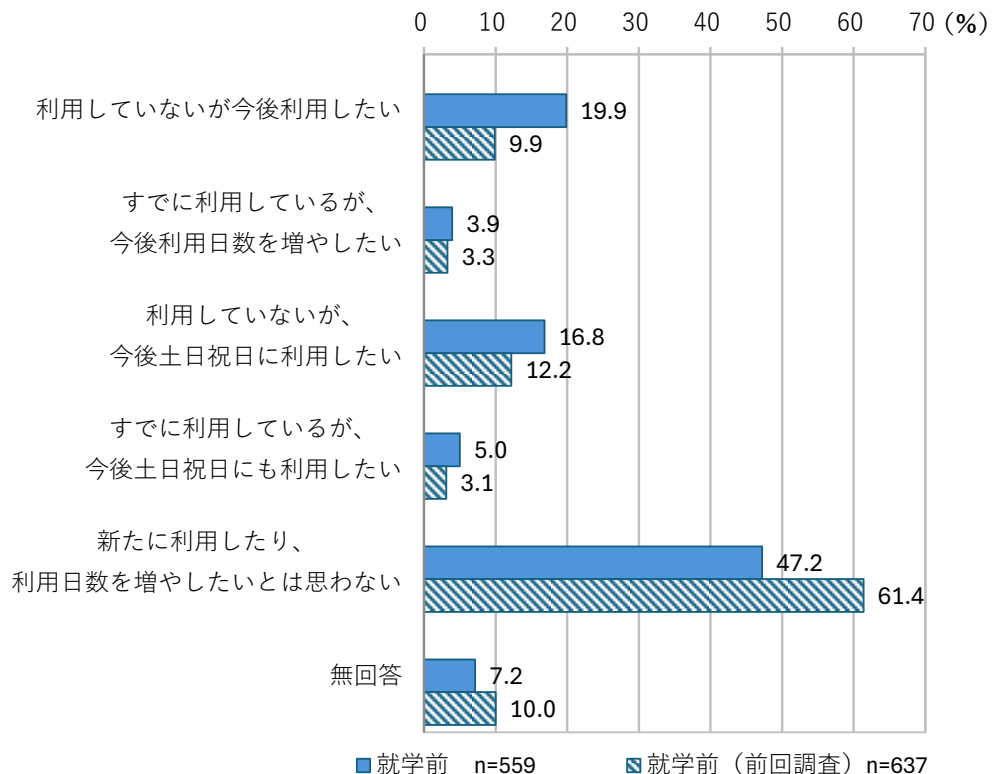


n=559

6 地域子育て支援拠点事業の今後の利用について（就学前児童保護者）

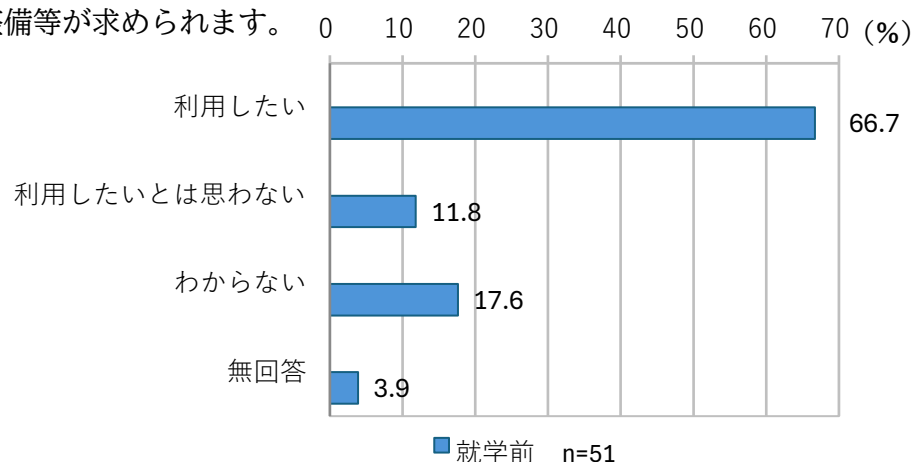
就学前児童保護者では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が最も高く 47.2%となっています。次いで「利用していないが今後利用したい」（19.9%）、「利用していないが、今後土日祝日に利用したい」（16.8%）となっています。

就学前児童保護者の前回調査との比較では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 14.2 ポイント減少し、「利用していないが今後利用したい」が 10 ポイント増加しています。前回調査時よりも、利用希望が増加しており、受入れ体制の充実が求められています。



7 「こども誰でも通園制度」の利用意向について

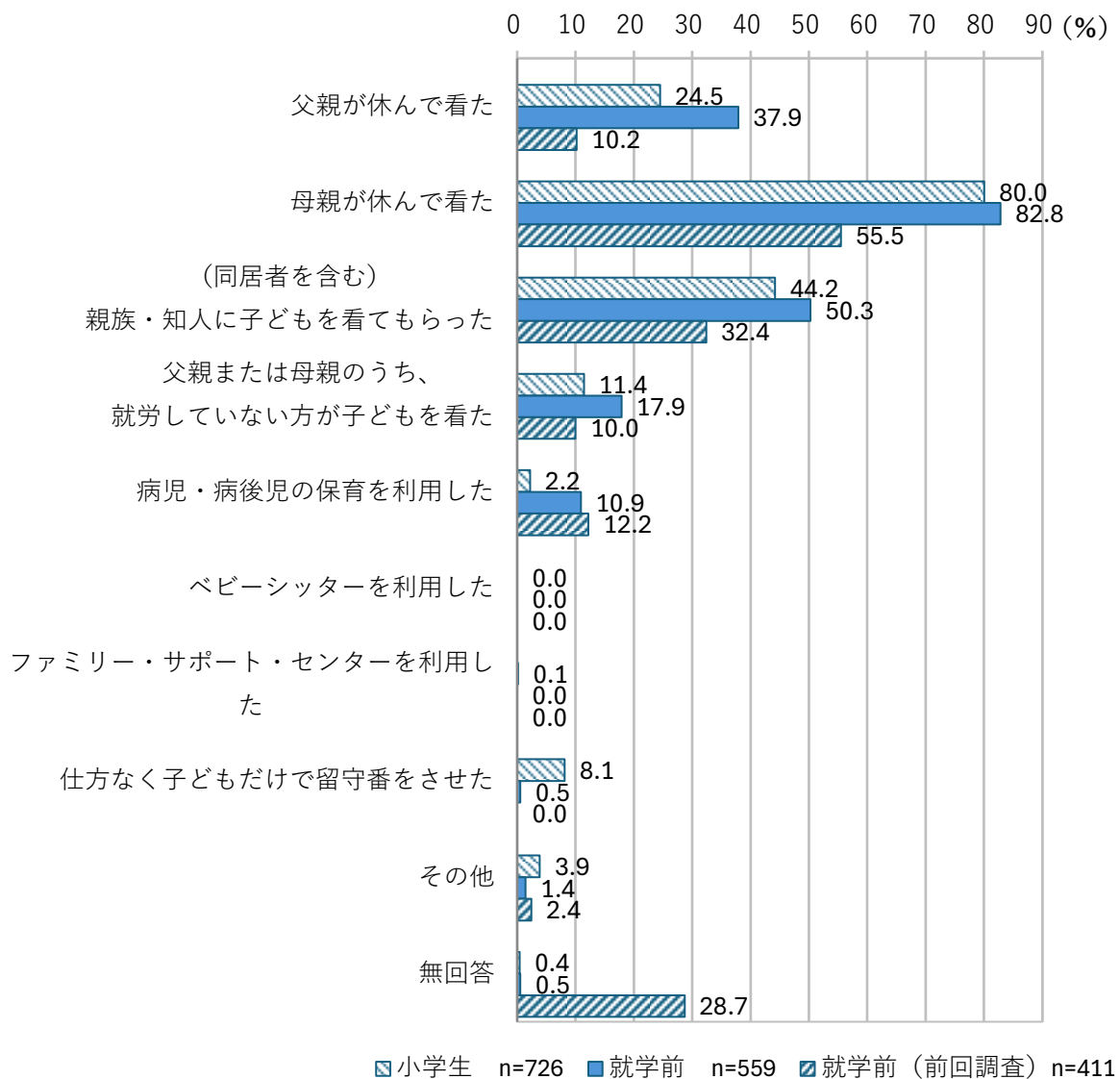
就学前児童保護者のうち、定期的な教育・保育事業を「利用したいができていない」または、「利用していない」と回答した方に「こども誰でも通園制度」の利用意向について聞いたところ、「利用したい」の割合が最も高く 66.7%となっています。次いで「わからない」（17.6%）、「利用したいとは思わない」（11.8%）となっています。多くの保護者が利用意向を示しており、実施に向けた整備等が求められます。



8 子どもが病気等の場合の対応について

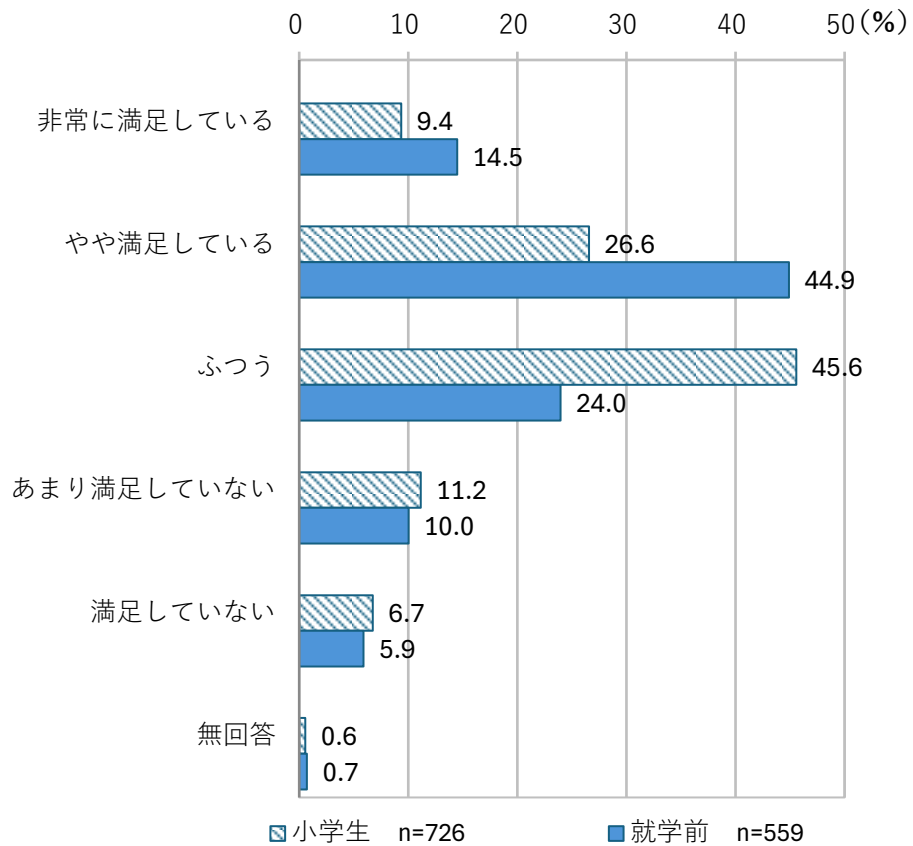
小学生保護者では、「母親が休んで見た」の割合が最も高く 80.0%となっています。次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」(44.2%) となっています。また、就学前児童保護者についても、小学生保護者同様に、「母親が休んで見た」の割合が最も高く 82.8%となっています。次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」(50.3%) となっています。

就学前児童保護者の前回調査との比較では、「母親が休んで見た」が 27.3 ポイント増加、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」が 17.9 ポイント増加、また「父親が休んで見た」が 27.7 ポイント増加しており、家族や親族等による対応が増加傾向にあります。一方で「病児・病後児の保育を利用した」が 1.3 ポイント減少しており、今後も利用状況を把握しながら事業展開を検討することが求められます。



9 お住まいの地域における、子育て環境や支援への満足度について

「非常に満足している」と「やや満足している」の合計が、小学生保護者では36.0%、就学前児童保護者では59.4%となっています。就学前児童保護者と比較すると、小学生の保護者における満足度が低くなっているため小学生が対象となる子育て支援事業等の利用状況等を検討し、ニーズに応じたサービス等の提供が求められます。

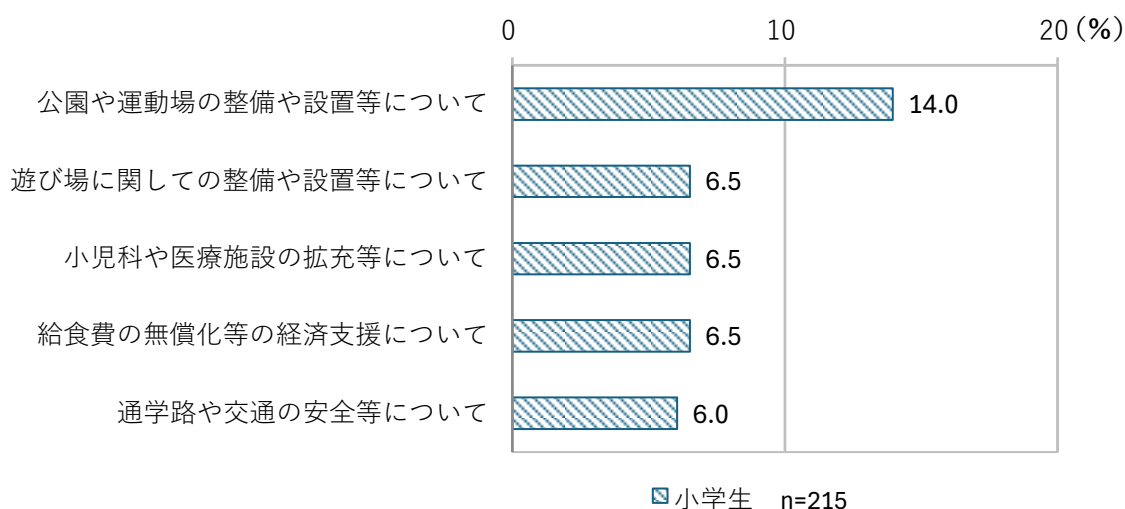


10 綾川町の教育・保育環境の充実など、子育て環境や支援に関してのご意見について（自由意見）

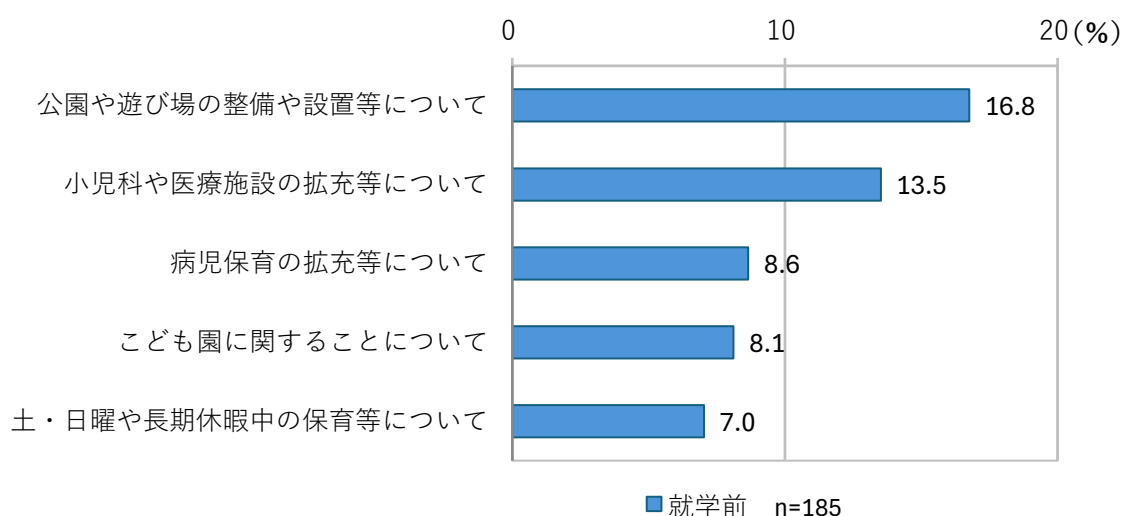
小学生保護者では、「公園や運動場の整備や設置等について」の割合が最も高く 14.0%となっています。次いで「遊び場に関する整備や設置等について」、「小児科や医療施設の拡充等について」、「給食費の無償化等の経済支援について」（6.5%）となっています。また、就学前児童保護者では、「公園や遊び場の整備や設置等について」の割合が最も高く 16.8%となっています。次いで「小児科や医療施設の拡充等について」（13.5%）、「病児保育の拡充等について」（8.6%）となっています。

小学生保護者、就学前児童保護者ともに「公園や運動場の整備や設置等について」「小児科や医療施設の拡充等について」に対する意見が多くなっています。公園に関する意見では、場所、設備、規模等求められる要素も多いため、ニーズに応じた整備の検討が求められます。

小学生保護者



就学前児童保護者



第3節 綾川町における保育サービスの状況

本町における教育・保育施設は、幼保一元化を推進し、令和2年度より町内全施設がこども園に移行しました。

1 こども園の状況

本町には、現在、町立のこども園が6か所あります。こども園の児童数をみると、令和2年度からは令和6年度まで減少傾向が続いています。

綾川町内こども園

(令和6年3月1日現在)

保育所名	定員 (人)	所在地	設置年月	延長 保育	一時 保育		乳児 保育※	障害児 保育
昭和こども園	220	畑田2422番地1	平成27年4月	○	○		6ヶ月～	○
陶こども園	190	陶2087番地1	令和2年4月	○	—		10か月～	○
滝宮こども園	280	滝宮528番地1	令和2年4月	○	○		10か月～	○
羽床こども園	90	羽床下2257番地1	令和2年4月	○	—		10か月～	○
山田こども園	120	山田上甲1490	令和2年4月	○	—		6ヶ月～	○
羽床上こども園	45	羽床上1023番地1	令和2年4月	○	—		10か月～	○

※すべての施設で、1号認定・2号認定・3号認定の3つの認定区分があり、保育の必要性に応じて教育・保育給付認定を受けていただきます。

年齢区分	教育・保育給付認定区分	保育の必要性	教育・保育時間	
満3歳以上	1号認定	なし	教育標準時間	8:30～14:00
	2号認定	あり	保育標準時間	7:30～18:30
満3歳未満	3号認定		保育短時間	8:30～16:30

※2号認定・3号認定の方は延長保育を利用できます。

こども園の児童数の推移

(各年度3月1日現在 単位：人)

	名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設別	昭和こども園	218	195	189	162	159
	陶こども園	183	174	165	164	162
	滝宮こども園	316	314	299	277	285
	羽床こども園	46	55	59	62	62
	山田こども園	83	71	72	77	67
	羽床上こども園	43	38	26	33	28
年齢別	0歳児	83	73	80	48	61
	1歳児	116	111	96	124	83
	2歳児	142	127	137	106	143
	3歳児	170	171	159	168	142
	4歳児	198	167	173	160	170
	5歳児	180	198	165	169	164
	合計	889	847	810	775	763

※令和6年度は12月1日現在

2 子育て支援センターの状況

子育て支援センターは、保育士が遊びを計画し、親子のふれあい時間を作ったり、子どもたちの健やかな成長を願って育児の支援を行ったり、保護者同士が交流できる場です。本町では昭和こども園内に子育て支援センター「にじ」、滝宮こども園内に子育て支援センター「しいのき」を開設しています。

子育て支援センター

(令和6年4月現在)

子育て支援センター名	所在地	主な活動	利用対象者	利用時間
にじ	畑田2422番地1	・にじいろタイム： 火曜・木曜10:00～11:00 ・育児相談：電話・面接	・綾川町内在住の、就学前の子どもと保護者 ・子育てをはじめようとする方	月曜～金曜日 9:00～16:00
しいのき	萱原791番地1	・りすのこタイム： 水曜・金曜10:00～11:00 ・育児相談：電話・面接		

「にじ」「しいのき」の利用者数推移

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にじ	延人数(児童)	1,462	1,444	1,170	1,288	865
	延人数(大人)	1,163	1,133	1,001	1,026	729
しいのき	延人数(児童)	2,692	3,601	3,469	3,703	2,461
	延人数(大人)	2,079	2,640	2,548	2,615	1,862
合計		7,396	8,818	8,188	8,632	5,917

※令和6年度は11月末時点

3 子育て支援施設の状況

子育て支援施設は、子育て支援に関する事業を広く実施するための施設です。親子連れが自由に交流し、子育ての情報交換や悩み相談ができる場として「子育て広場」「子育てサロン」を開催しています。また、早期支援コーディネーターの活動拠点でもあります。

子育て支援施設

(令和6年4月現在)

子育て支援施設	所在地	利用対象者	利用時間
きらり	畑田671番地8	綾川町内在住の、就学前の子どもと保護者	子育て広場：月曜 9:00～16:00 火曜・木曜 9:00～12:00 子育てサロン：金曜 9:00～16:00 子育て電話相談：月曜～金曜 9:00～16:00

「きらり」の利用者数推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数(児童)	793	1,357	1,059	1,065	520
延人数(大人)	560	973	942	778	413
合計	1,353	2,330	2,001	1,843	933

※令和6年度は11月末時点

4 児童館の状況

本町には、町立の児童館が1か所あります。開かれた児童館を目指して、乳幼児からお年寄りまで交流を通して地域の実情に合わせた活動をしています。

＜活動内容＞

- ・地域交流・ふれあい事業、・ひよこ広場、・育児テレフォン相談、・図書の貸出
- ・月～金曜日の9：00～12：00は、乳幼児と保護者を対象に「ひよこ広場」（自由な遊び場）を開放しています。

児童館名	所在地	利用対象者	利用時間
南原児童館	滝宮645番地10	0歳～18歳までの児童とその保護者	月曜～金曜日 8：30～17：00 土曜日 8：30～12：00

児童館 利用者推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数（児童）	5,092	7,745	7,134	10,833	8,146
延人数（幼児）	295	148	258	366	139
延人数（大人）	274	159	263	327	159
合計	5,661	8,052	7,655	11,526	8,444

※令和6年度は11月末時点

5 放課後児童クラブの状況（なかよし学級）

放課後児童クラブ（なかよし学級）は、就労等で保護者などのいない家庭において、放課後の養育に欠ける小学校の児童を対象として、適切な遊びや生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

（令和6年4月現在）

学級名	所在地	開設日等
昭和なかよし学級	畑田2583番地5	＜学校の通常日＞ 月曜～金曜日 放課後～18：00 ＜土曜・長期休業期間＞ 休日の学校行事等による振替休日＞ 8：00～18：00（就労時間等による）
陶なかよし学級	陶5877番地1	
滝宮なかよし学級	滝宮1095番地1	
羽床なかよし学級	羽床下2289番地7	
綾上なかよし学級	山田上甲1503番地	

なかよし学級の登録者数推移

（各年度の月平均 単位：人）

学級名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和なかよし学級	58	76	69	76	60
陶なかよし学級	45	68	70	62	60
滝宮なかよし学級	59	90	84	75	76
羽床なかよし学級	10	14	23	31	38
綾上なかよし学級	23	39	42	39	39
合計	195	287	288	283	273

※令和6年度は11月末時点

6 妊産婦健康診査

妊産婦健康診査は、妊産婦の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対し、妊婦健康診査受診券を14枚と産婦健康診査受診券を2枚交付し、健診にかかる費用の一部を助成する事業です。

妊産婦健診の推移（延受診回数）（各年度3月31日現在 単位：回）

健診名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	1,395	1,385	1,116	1,251	739
産婦健康診査	217	259	163	210	154

資料：地域保健・健康増進事業報告及び実績値より

※令和6年度は11月末時点

7 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児（新生児含む）がいるすべての家庭を保健師または助産師が訪問し、乳児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の推移（実乳児数）（各年度3月31日現在 単位：人）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
119	142	80	117	68

資料：地域保健・健康増進事業報告より

※令和6年度は11月末時点

8 乳幼児健康診査・相談

乳幼児健康診査は、発育発達・栄養状態の確認を行い、疾病などの早期発見・早期治療につなげるとともに、保護者の心配ごとなどの相談を行っています。

乳児期には、乳児健康診査受診券を2枚交付しているほか、集団健診を2回実施しています。また、1歳児6か月児健康診査・2歳児健康相談・3歳児健康診査を集団健診で実施しています。

乳幼児健康診査・相談の推移（延受診者数（受診率））（各年度3月31日現在 単位：人）

健診名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児健康診査 （医療機関と集団の 合計）	425	452	358	331	296
1歳6か月児健康診査 （集団）	164 (95.0%)	136 (96.4%)	141 (97.9%)	133 (96.9%)	63
2歳児健康相談 （集団）	125 (82.8%)	156 (63.9%)	141 (95.9%)	150 (93.7%)	130
3歳児健康診査 （集団）	173 (96.6%)	164 (100%)	162 (100%)	169 (100%)	119

資料：地域保健・健康増進事業報告及び実績値より

※令和6年度は11月末時点

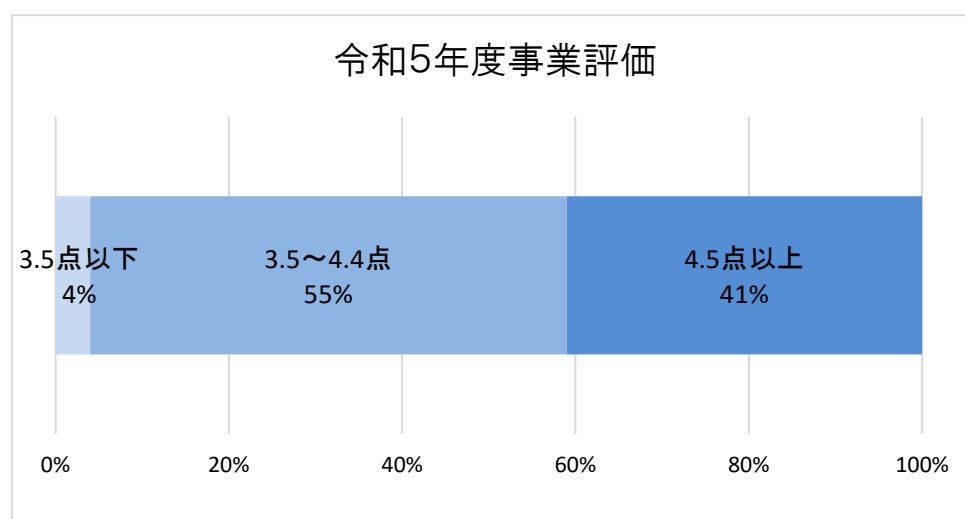
第4節 事業実績評価

1 第2期計画における事業実績評価

第2期子ども・子育て支援事業計画は、5つの基本目標を定めて計画を推進してきました。その評価として、毎年、庁内各課の評価及び子ども・子育て会議委員からの事業評価を実施しています。評価は各事業を5点満点で評価しています。令和5年度評価の全基本目標の平均は4.36点で、各基本目標の評価は以下のとおりです。

基本目標	令和5年度評価
第1節 多様な家庭が子育てしやすいまち	4.65 点
第2節 みんなで子育てするまち	4.03 点
第3節 子育て家庭が支えられるまち	4.46 点
第4節 子どもの生きる力の生まれるまち	4.30 点
第5節 子どもがのびのび育つまち	4.35 点
全基本目標平均	4.36 点

また、令和5年度に評価対象とした82事業については、評価平均点4.5点以上が34事業、3.5～4.4点が45事業、3.4点以下が3事業でした。



以上のように、第2期計画を推進し子育て環境を整えてきましたが、まだ十分ではありません。この事業評価結果及びニーズ調査結果をふまえ、本計画に反映させていきます。また、今後の社会環境の変化による子育て支援ニーズの変化にも対応できるよう充実した施策を展開します。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町では、「綾川町第2次総合振興計画」（平成29～令和8年度）において、将来像『いいひと いいまち いい笑顔～住まいる あやがわ～』を達成するために、3つの基本理念「誇り・愛着（人づくり・地域づくり）」「おもいやり（安心づくり）」「元気（活気づくり・交流づくり）」に基づき、基本目標を設定し、まちづくりを進めています。さらに、その推進にあたっては、キープロジェクトとして「住まいる(smile)プロジェクト」が設定され、「笑顔」輝くまちを目指しています。

また、子育て支援を含む、福祉・社会保障分野におけるまちづくりの基本目標には「安心して住み続けられるまち」を掲げています。

本計画では、綾川町第2次総合振興計画の将来像・基本理念・基本目標を踏まえた上で、第2期計画の基本理念を継承し、子ども子育て支援の基本理念を次のように定めます。

基本理念

子どもが夢を持ち、子育てに夢が持てる、
みんなの笑顔が輝くまち

第2節 基本目標と基本施策

1 施策の体系

計画の基本理念のとおり、すべての子どもと保護者が、家庭だけでなく地域からも支えられ、希望に胸を膨らませながらより夢を持ち、笑顔で過ごせるように、子どもたちの可能性を応援するまちとなることを目標に、第2期計画で定めた基本目標を見直し下記のように定めます。

見直した点は、第2期計画の「1. 多様な家庭が子育てしやすいまち」「2. みんなで子育てするまち」「3. 子育て家庭が支えられるまち」「4. 子どもの生きる力が育まれるまち」「5. 子どもがのびのび育つまち」をそれぞれ、「1. 安心して子育てできるまち」「2. 家庭と地域で子育てするまち」「3. 子育て家庭が生き生きできるまち」「4. 子どもの生きる力を創るまち」「5. わくわく・ドキドキ・にこにこするまち」としました。

<基本目標>

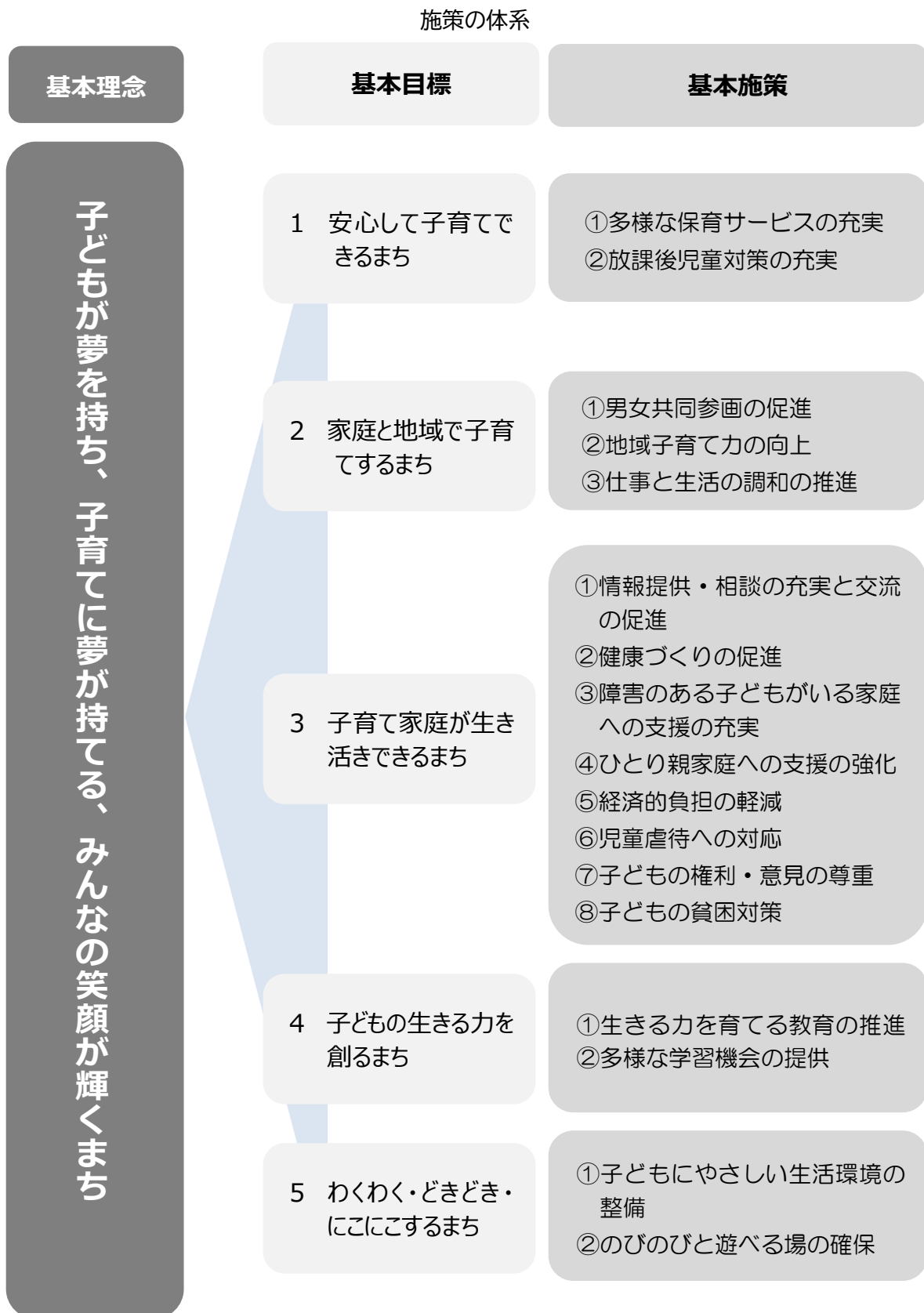
1. 安心して子育てできるまち
2. 家庭と地域で子育てするまち
3. 子育て家庭が生き生きできるまち
4. 子どもの生きる力を創るまち
5. わくわく・ドキドキ・にこにこするまち

基本目標実現に向けた、基本施策に位置付けられる各取組については、国が示す第3期計画の基本指針において計画の作成に関する基本的記載事項に追加された「妊婦等包括相談支援事業」を受け、「基本目標3 子育て家庭が生き生きできるまち」の「基本施策1 情報提供・相談の充実と交流の促進」「(2) 相談体制の充実」に「35 妊娠期からの相談事業と経済的支援の推進」を追加しました。

また、子ども・子育て支援法の改正により新たに創設される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を受け、「基本目標1 安心して子育てできるまち」の「基本施策1 多様な保育サービスの充実」「(1) 多様なニーズに対応した保育の充実」に「5 こども誰でも通園制度の整備」を追加しました。

2 基本目標と基本施策

基本理念をめざし、以下の5つの基本目標のもと、17の基本施策を推進します。



基本目標1 安心して子育てできるまち

社会環境の変化によって、子育てへのニーズは多様化してきており、これらに対応した保育サービス体制を充実させていきます。

事業体系

基本施策1 多様な保育サービスの充実		
1) 多様なニーズに対応した保育の充実	1	保育の充実
	2	土曜・休日保育の充実
	3	病児保育の充実
	4	一時預かり事業の充実
	5	こども誰でも通園制度の整備
	6	利用者支援事業の充実
	7	地域子育て支援拠点事業の充実
	8	子育て短期支援事業の実施
	9	ファミリー・サポート・センター事業の充実
2) 保育体制の充実	10	保育の質の向上
	11	保育教諭等の資質の向上
基本施策2 放課後児童対策の充実		
1) 放課後児童対策の充実	12	放課後児童健全育成事業の充実
	13	放課後子ども教室推進事業の充実
	14	児童館活動事業の充実

基本目標2 家庭と地域で子育てするまち

職場や地域社会の環境を整え、みんなで子育て世帯をサポートしていきます。

事業体系

基本施策1 男女共同参画の促進		
1) 社会全体の男女共同参画の促進	15	男女共同参画の促進
	16	男性が子育てに参加しやすい取組の推進
2) 男性の子育てなどへの参画の促進	17	企業等への啓発活動の推進
	18	子どもに関わる職業への男性の就業の促進
基本施策2 地域子育て力の向上		
1) 町民の関心の喚起	19	中学生・高校生への子育てへの関心の喚起
	20	祖父母世代の学習機会の拡大
2) 地域子育て機能の強化	21	教育・保育施設の子育て拠点化の促進
	22	子どもに関わるボランティア・NPO等の活性化
	23	共生型の居場所づくりの推進
3) 子育てを支援する人材の育成	24	民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援
	25	児童・生徒・学生の福祉分野への就業希望の拡大促進
基本施策3 仕事と生活の調和の推進		
1) 町内事業所の実践活動の促進	26	労働条件改善の促進
	27	女性の再雇用に対する事業所への啓発
2) 町民の就業・キャリアアップへの支援	28	女性の再就職への支援の強化
	29	経済的自立が可能な仕組づくりの促進
3) 行政の率先行動の実施	30	ポジティブ・アクションの推進

基本目標3 子育て家庭が生き生きできるまち

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て情報の提供、健康づくりの促進、障害のある子どもへの支援、ひとり親への支援、経済的支援などを進めていきます。

事業体系

基本施策1 情報提供・相談の充実と交流の促進		
	1) 情報提供体制の充実	31 子育て情報の広報・周知の強化
	2) 相談体制の充実	32 相談サービスの一元的な周知 33 子育て相談体制の充実 34 こども家庭センターの整備 35 妊娠期からの相談事業と経済的支援の推進 36 療育・発達相談体制の充実 （専門家による子育て相談事業） 37 いじめ・不登校などの相談体制の充実 38 児童虐待の相談体制の強化
	3) 子育て交流の促進	39 子育て各時期での交流機会の充実 40 地域住民の交流促進
基本施策2 健康づくりの促進		
	1) 保健サービスの充実	41 母子保健知識の普及 42 妊婦健康診査の実施 43 産婦健康診査の充実 44 乳幼児及び学校健康診査の実施 45 母子保健講座の充実 46 乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業） 47 養育支援訪問事業の実施 48 健康相談の実施 49 食育の推進 50 事故防止の啓発強化 51 予防接種の適切な接種の促進 52 小児生活習慣病等の予防の推進 53 子育て応援班活動の支援 54 子育て世帯訪問支援事業 （子育てホームヘルプサービス事業）の実施 55 多胎妊産婦等支援事業の実施 56 産後ケア事業の実施
	2) 医療サービスの充実	57 不妊医療・周産期医療体制の充実 58 小児医療体制の充実
基本施策3 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実		
	1) 療育体制の充実	59 障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育 60 障害児保育・特別支援教育の充実
	2) 生活支援の充実	61 経済的な支援の活用促進 62 在宅生活の支援の強化
基本施策4 ひとり親家庭への支援の強化		
	1) ひとり親家庭への支援の強化	63 ひとり親家庭を対象とした支援の周知 64 ひとり親家庭相談の充実 65 経済的支援の強化 66 就労の促進

基本施策5 経済的負担の軽減		
1) 経済的負担の軽減	67	子育てに関する経費・料金負担の軽減
基本施策6 児童虐待への対策		
1) 児童虐待の防止と早期対応	68	児童虐待の防止
基本施策7 子どもの権利・意見の尊重		
1) 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり	69	子どもの権利の啓発・普及の推進
基本施策8 子どもの貧困対策		
1) 子どもの貧困対策の推進	70	相談・支援体制の機能充実と連携強化
	71	子どもの貧困対策への資質向上
	72	子どもや保護者の居場所づくりの推進
	73	学習支援事業の推進
	74	経済的支援の推進

基本目標4 子どもの生きる力を創るまち

子どもの生きる力が育まれるよう、幼児期の教育・保育の一体的な提供を進めると同時に、地域社会での学習・スポーツ活動や、子どもの権利擁護を進めていきます。

事業体系

基本施策1 生きる力を育てる教育の推進		
1) 就学前教育の充実	75	就学前教育の充実
	76	幼児教育と小学校教育の連携促進
	77	職員の資質の向上
2) 学校教育の充実	78	確かな学力の向上
	79	情報教育の推進
	80	国際理解教育の推進
	81	人権教育・福祉教育、健康、体力の維持推進
	82	不登校やいじめなどへの対応
	83	開かれた学校づくりの推進
	84	安全な学校づくりの推進
	85	教員の資質の向上
基本施策2 多様な学習機会の提供		
1) 社会体験の促進	86	地域での社会体験の促進
2) 地域活動・文化活動の促進	87	子ども会育成会活動の活性化
	88	多様な地域活動の促進
3) スポーツ活動の促進	89	スポーツを通した子育て支援

基本目標5 わくわく・ときどき・にこにこするまち

子どもがのびのび育つことができるよう、町の公共施設のバリアフリー化、交通安全施策の推進、防災・防犯対策の推進、屋内外の遊び場の確保に努めていきます。

事業体系

基本施策1 子どもにやさしい生活環境の整備		
1) 子どもにやさしいまちづくりの推進	90	子ども・子育てにやさしい設備・建物・施設の整備
	91	交通安全施設等の整備
2) 安全・安心の確保	92	交通安全意識の高揚
	93	子どもに配慮した防災対策の推進
	94	子どもに配慮した防犯体制の強化
基本施策2 のびのびと遊べる場の確保		
1) 屋外活動の場の充実	95	屋外活動の場の充実
	96	公園の整備
2) 屋内活動の場の充実	97	屋内活動の場の充実

第3節 計画期間の将来推計人口

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳の本町の児童人口は、令和7年には1,959人に、令和11年には1,799人になり、5年間で215人の減少となっています。

計画年間の人口						
年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	119	112	110	107	104	102
1歳	112	135	126	124	120	116
2歳	167	119	143	133	131	127
3歳	143	175	125	150	139	137
4歳	177	147	180	129	154	143
5歳	168	176	146	179	128	153
6歳	177	174	182	151	185	132
7歳	181	178	175	183	152	186
8歳	208	183	180	177	185	154
9歳	183	208	184	181	178	186
10歳	166	186	211	186	183	180
11歳	213	166	186	211	186	183
0～2歳合計	398	366	379	364	355	345
3～5歳合計	488	498	451	458	421	433
6～8歳合計	566	535	537	511	522	472
9～11歳合計	562	560	581	578	547	549
0～11歳合計	2,014	1,959	1,948	1,911	1,845	1,799

※令和7年以降は、令和2年～令和6年4月1日現在の住民基本台帳（日本人人口）をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計値。なお、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことを「コーホート」と言い、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

第4節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。このため、本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を一町一地区と設定します。

第4章 分野別施策の展開

第1節 安心して子育てできるまち

子育て世代の女性の就業状況の変化などから、子育てサービスへのニーズは多様化しています。

本町では、生後6か月からの乳児保育などを実施し、多様な家庭が子育てしやすい教育・保育サービスの提供に努めており、今後も引き続きニーズを把握しながら支援していきます。

1 多様な保育サービスの充実

(1) 多様なニーズに対応した保育の充実

多様な家庭のニーズに対応し、安心して子どもを預けられる保育体制を整備していきます。

通番	取組	内 容	関係課
1	保育の充実	通常保育時間は、8:30～16:30ですが、長時間保育を必要とする家庭に対しては、7:30～18:30の保育を行っています。また、19:00までの延長保育を実施しています。生後6か月からの乳児保育は、山田こども園と昭和こども園で、生後10か月からは陶こども園、滝宮こども園、羽床こども園、羽床上こども園で実施しています。また、心身障害のある幼児においても保育を実施しています。	子育て支援課
2	土曜・休日保育の充実	家庭の就労状況等に応じて滝宮こども園で土曜保育を実施します。また、イオンモール綾川の「保育サポートひまわり」では休日保育を実施しています。今後もニーズに応じて事業を充実していきます。	子育て支援課
3	病児保育の充実	陶病院内の「病児保育室うぐいす」滝宮こども園「病（後）児保育室ひだまり」において、病児保育を行っています。今後も利用しやすい環境を整備していきます。	子育て支援課
4	一時預かり事業の充実	こども園等に入園していない就学前児童について、家庭での保育が困難である場合に一時的な保育を昭和こども園と滝宮こども園で実施しています。	子育て支援課
5	こども誰でも通園制度の整備	令和8年度の本格実施に向けて体制を整え、3歳未満の未就園児を対象に保護者の就労要件を問わず、柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施していきます。	子育て支援課

通番	取 組	内 容	関係課
6	利用者支援事業の充実	子育て支援施設「きらり」において、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現」を目指しながら「利用者支援」と「地域連携」を平行的に展開していきます。事業実施に必要な知識を持った、子育て支援コーディネーターを配置し、子育て中の保護者の不安の解消に努めます。	子育て支援課
7	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センター「にじ」・「しいのき」子育て支援施設「きらり」・南原児童館が当事業の拠点となっており、各拠点にて、子育て世帯の不安や悩みを共に考え、安心して子育てできる家庭が増えるよう、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
8	子育て短期支援事業の実施	宿泊ができる福祉施設3か所（社会福祉法人イエス団豊島神愛館、社会福祉法人弘善会児童養護施設讃岐学園、自立援助ホーム若者独立塾丸亀おひさま荘）にて子育て短期支援事業を実施しており、今後も継続していきます。	子育て支援課
9	ファミリー・サポート・センター事業の充実	たかまつファミリー・サポート・センター（高松市、三木町、綾川町）に委託し事業を行っています。 まかせて会員（提供会員）の育成や確保に努めるとともに、おねがい会員（依頼会員）が利用しやすいように、支援していきます。	子育て支援課

（２）保育体制の充実

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質の向上、保育施設の整備などにより、町内の就学前児童が等しく質の高い教育・保育が受けられるように努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
10	保育の質の向上	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、一人一人の発達状況や個性に応じた保育を推進しています。多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供するとともに、地域住民との交流など、開かれたこども園づくりを促進していきます。 また町内のこども園、小学校の職員で作成した「綾川町幼児教育共通プラン」に基づき地域の特性を生かした教育・保育の展開、外部講師による英語活動、芸術活動、運動遊び等の指導を受け、実践につなげていきます。	子育て支援課
11	保育教諭等の資質の向上	各種研修や交流機会などを充実し、保育教諭等の資質の向上を図ります。 外部研修会への積極的な参加や、町内での全体研修・グループ別研修等を行い、一人一人が自覚を持って取り組めるよう努めます。また、経験年数に応じた指標に沿って職員研修を実施します。	子育て支援課

2 放課後児童対策の充実

(1) 放課後児童対策の充実

多様なニーズに対応した放課後児童対策の展開に努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
12	放課後児童健全育成事業の充実	平日及び長期休暇中における利用希望者の増加に対して、安心安全な児童支援が行えるように受入れ体制の拡充を進めています。小1の壁に対応するため、新1年生の入学前利用の受け入れを実施します。	子育て支援課
13	放課後子ども教室推進事業の充実	夏休みに各地区の公民館において小学生を対象に、夏休み子供教室を開催しています。学校では体験できないことを体験する機会づくりの場となっています。 また、他の学校や異なる学年の子どもたちと一緒に活動することで、集団行動を学び思いやりを育むためのよい機会となっています。 今後も多くの子どもたちが参加できるよう、内容の充実を図りながら教室を実施していきます。	生涯学習課
14	児童館活動事業の充実	南原児童館では、電話やFAX、メール等で育児相談を受け付ける「育児テレフォン相談」、乳幼児とその保護者を対象とした交流の場や図書の貸し出し等を行っています。 また、乳幼児から高齢者までの交流を通して、地域の実情に合わせた活動も行っており、こども園・小学校・中学校・高等学校・老人会等の協力を得ながら、幅広く活動を展開していきます。	子育て支援課

第2節 家庭と地域で子育てするまち

子育て世帯への支援のためには、子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけでなく、家庭内で協力して子育てをしていくという意識をもち、仕事と家庭の調和を取っていくことが必要です。そのため、男女平等意識の啓発や、働き方の見直しを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めていきます。

1 男女共同参画の促進

(1) 社会全体の男女共同参画の促進

男女平等意識の浸透に向けて、学校教育のみならず、家庭や地域などで多様な学習機会の充実を図ります。

通番	取 組	内 容	関係課
15	男女共同参画の促進	学校、こども園などすべての教育・保育施設で、男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さを啓発していきます。 この他、保護者対象の講演会や、妊婦とその家族を対象としたパパママ教室等でも啓発の機会を作っていきます。	住民生活課 子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

(2) 男性の子育てなどへの参画の促進

男性が子育てに参加することを、多面的に支援します。

通番	取 組	内 容	関係課
16	男性が子育てに参加しやすい取組の推進	育児や家事の方法について、各種事業で伝えています。また、学校・こども園での参観や地域活動を活用し、男性が参加しやすい内容を計画していきます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
17	企業等への啓発活動の推進	職場において、男性が育児・家事に参加しやすい環境づくりを、綾川町商工会と連携し、町内企業への啓発活動を推進していきます。 広報やホームページでの啓発、町内企業へのセミナー開催、啓発パンフレットの送付を行っています。	経済課 住民生活課
18	子どもに関わる職業への男性の就業の促進	男性が、保育教諭や看護師など、子どもや福祉に関わる職業で活躍する社会の形成を努めます。そのために、学校でのキャリア教育の推進や、子どもに関わる就業機関における男女共同参画を促進します。	学校教育課

2 地域子育て力の向上

(1) 市民の関心の喚起

子育てに喜びや楽しみが感じられる社会づくりを目指して、子どもや子育て家庭についての社会的関心の喚起を図ります。

通番	取 組	内 容	関係課
19	中学生・高校生への子育てへの関心の喚起	中学生・高校生の子育ての関心を高め、中学生の「赤ちゃんふれあい体験」や中学生・高校生の「こども園交流活動」により、性や生、子育てについて学習する機会や場の提供に努めます。	子育て支援課 学校教育課
20	祖父母世代の学習機会の拡大	子育て世代と祖父母世代が協力しながら子育てをすることができるよう、現在と昔の子育ての相違点や共通点、祖父母の育児への関わり方などについて、学習機会の提供に努めます。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

(2) 地域子育て機能の強化

町内の施設や組織が積極的に子どもに関わることを促進し、地域子育て機能の強化を図ります。

通番	取 組	内 容	関係課
21	教育・保育施設の子育て拠点化の促進	町内のこども園をそれぞれの地域における子育て拠点と位置づけ、幼児・児童と地域住民との交流や、子育て中の親同士の交流を促進します。 行事や家庭教育学級等を通して、子育て支援拠点としての活動の拡充を図っていきます。	子育て支援課 学校教育課
22	子どもに関わるボランティア・NPO等の活性化	地域の人材発掘に努め、子どもに関わるボランティア活動・NPO活動の活性化に努めます。 地域学校協働活動推進事業などを実施し、学習支援（授業の補助）、環境整備、安全指導、合同行事等を行っていきます。	子育て支援課 生涯学習課
23	共生型の居場所づくりの推進	いきいきサロンなど地域の高齢者の通いの場へ地域の子どもや保護者に参加を呼びかけて、共生型で開催し、地域のつながりづくりや声掛け・見守り体制づくりにつなげていきます。	健康福祉課

(3) 子育てを支援する人材の育成

地域で子どもに関わり、子育てを支援する人材の発掘・育成に努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
24	民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援	地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員などのこども園への行事参加を促進します。	子育て支援課 健康福祉課
25	児童・生徒・学生の福祉分野への就業希望の拡大促進	児童・生徒・学生に対して、ボランティア活動への参加の拡大など福祉教育を推進します。また、子どもに携わる進路を希望する生徒・学生に対して、関係機関が連携しながら、適切な相談・指導を図ります。 「職場体験学習」により、福祉分野への就業希望拡大を図っていきます。	学校教育課

3 仕事と生活の調和の推進

(1) 町内事業所の実践活動の促進

子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発に努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
26	労働条件改善の促進	「仕事と生活の調和」を実現できるよう、「ノー残業デー」などの普及、有給休暇の取得、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底など働き方の見直しについて、綾川町商工会と連携して事業主等への啓発に努めます。 広報やホームページでの啓発、町内企業へのセミナー開催、啓発パンフレットの送付を行います。	経済課
27	女性の再雇用に対する事業所への啓発	出産や育児等により退職した女性の再雇用促進に対し、綾川町商工会と連携し事業所への啓発に努めます。 広報やホームページでの啓発、町内企業へのセミナー開催、啓発パンフレットの送付を行います。	経済課

(2) 町民の就業・キャリアアップへの支援

出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援に努めるとともに、無職・非正規雇用で生活が安定しない町民の就職や正規就労化、キャリアアップを促進していきます。

通番	取 組	内 容	関係課
28	女性の再就職への支援の強化	国及び県と連携を図り、出産や育児等により退職した女性が再就職しやすくなるよう、情報提供に努め、再就職や起業などに向けた知識・技術等の習得機会の拡大を図ります。 ハローワーク発行の求人情報などをホームページ等で積極的に発信していきます。ハローワークと連携し、就職相談会を実施していきます。	経済課
29	経済的自立が可能な仕組づくりの促進	国及び県とともに、雇用の安定、非正規就労者と正規就労者の賃金格差やキャリアアップ機会の格差是正を啓発していきます。 また、雇用安定につながる施策等の情報提供を行います。	経済課

（３）行政の率先行動の実施

綾川町役場が率先して、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）に取り組めます。

通番	取 組	内 容	関係課
30	ポジティブ・アクション※の推進	「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）に関する庁内学習を進めるとともに、男性の育児休業の取得を促すために個別に育休制度について案内するなど、町役場の率先行動を進めます。 育休については、周知・推進を図っていくとともに、子育てと仕事のバランスの取れる環境の推進を図っていきます。	総務課

※ポジティブ・アクション：雇用の場において性別による事実上の格差を解消するため、企業が積極的な取組を行うこととされている。

第3節 子育て家庭が生き活きできるまち

子育てに関して多くの情報があふれており、行政として正確な情報提供が求められます。また、子どもを虐待などから守り人権を守る事業を充実させて、子どもが安心して成長し、周囲の人と絆を結ぶことできる家庭、また地域となるようなまちづくりを推進していきます。

1 情報提供・相談の充実と交流の促進

(1) 情報提供体制の充実

多様な媒体を積極的に活用し、子どもや子育てに関わるイベントや行政サービスなどの情報をすべての家庭に提供できる体制づくりに努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
31	子 育 て 情 報 の 広 報 ・ 周 知 の 強 化	子育て家庭への情報提供だけでなく、一般町民へも積極的な情報提供をし、町民と子どもとの交流活動への参加を促進します。町広報や社協だよりなどへ子どもに関する情報掲載を強化していきます。 ホームページ、パンフレット、SNS等において、わかりやすく利用しやすい子育て情報の充実を図ります。	総務課 子育て支援課 健康福祉課

(2) 相談体制の充実

専門的なものからちょっとした相談まで、子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応できるよう拠点の拡充、各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

通番	取 組	内 容	関係課
32	相談サービスの一元的な周知	多様な主体により専門化されて提供されるため、各種相談サービスを、町民にわかりやすく、対象や内容・日時などが一元的に紹介された一覧表を作成し、積極的に広報して周知を図っていきます。また上記内容について、ホームページでの充実にも努めます。	健康福祉課 子育て支援課
33	子育て相談体制の充実	子育て支援センターなど、子どもや子育てに関わるすべての施設で相談を受けています。ニーズに応じて関係機関と連携し適切な支援へとつなげていきます。相談者のニーズに応じた的確なアドバイスを提供できるよう、職員の研修の充実を図り、資質の向上に努めます。	健康福祉課 子育て支援課
34	こども家庭センターの整備	令和9年度までに「こども家庭センター」を整備し、地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援を目指します。	子育て支援課 健康福祉課

通番	取 組	内 容	関係課
35	妊娠期からの相談事業と経済的支援の推進	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談やアンケート等により把握した各家庭のニーズに応じて、必要な支援につなげていく相談支援と、妊娠後と出産後に給付金を支給する、経済的支援（妊婦のための支援給付）を一体として実施していきます。	健康福祉課
36	療育・発達相談体制の充実（専門家による子育て相談事業）	療育・発達相談は、保護者の不安を軽くし、適切な訓練・指導に結びつくように努めていきます。 保健センターでは、言葉の遅れや発音が気になる子どもに対して、言語聴覚士によることばの相談を、発達が気になる子どもに対しては、子ども相談・発達支援親子教室（親子ここから教室）を実施しています。また、子どもの発達に気がかりがある親のグループセミナー（親すみの日）も実施しています。 こども園では、言語聴覚士による巡回相談を行い、ことばや発達の遅れなど支援が必要な子どもへの適切な対応について職員へ助言や、保護者との個別相談も実施しています。 各種関連機関と連携しながら家庭を支援します。	健康福祉課 子育て支援課
37	いじめ・不登校などの相談体制の充実	こども園・小中学校など子どもが通園・通学するあらゆる機関や、子ども会・スポーツ少年団など各種任意団体と、日常からの連絡を深め、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応するよう努めます。 小中学校においては、いじめ防止基本方針を策定し、対応時に必要な関係機関との連携体制を整えていきます。また、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
38	児童虐待の相談体制の強化	綾川町要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待防止等対策ネットワークの構成機関（西部子ども相談センター、警察、民生委員）などと連携しながら、児童虐待の未然防止や早期解決に向けた迅速・的確な対応に努めます。学校教育課では、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

(3) 子育て交流の促進

子育て中の町民が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、家庭や地域の中で孤立することがないように、相互に交流・情報交換できる機会の充実に努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
39	子育て各時期での交流機会の充実	妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学齢期など、子育て各時期の親子の交流が図れるよう、子どもや子育てに関する講座やイベントの充実を図っていきます。 妊娠期（パパママ教室）、乳児期（保健師・栄養士相談の日）等交流機会の設定、こども園、小中学校等が開催する家庭教育学級の支援を行います。 また、地域で子育てに関する活動を行う「子育てサークル」に対して、活動費の一部補助を行います。	子育て支援課 健康福祉課 生涯学習課
40	地域住民の交流促進	地域の高齢者や子育て中の男性、中学・高校生などを含め、老若男女の地域住民が普段から交流し、子育て支援活動にかかわっていけるよう、公共施設等で、こども園、学校、地域団体などの協力を得ながら、地域に開かれた行事の開催を促進していきます。 具体的には、各地区公民館にて毎年秋に文化祭を開催し、園児、小中学生、高齢者学級の作品等を展示していきます。 また運動会は、こども園、学校、地域団体などの協力を得ながら、地域に開かれた行事として開催していきます。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

2 健康づくりの促進

(1) 保健サービスの充実

安心して妊娠・出産し、母子が生涯にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの促進に努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
41	母子保健知識の普及	母子健康手帳の交付、母子保健ガイドブックの配布等により母子保健の知識の普及に努めています。	健康福祉課
42	妊婦健康診査の実施	妊婦健康診査に係る 14 回分の助成の内容を充実させています。また、妊婦健診未受診者の把握や妊娠届出時期、妊婦・家族状況等の状況把握に努め、受診勧奨や妊娠中及び産後早期の家庭訪問や相談事業等で支援を行っています。	健康福祉課
43	産婦健康診査の実施	産婦健康診査に係る 2 回分の助成の内容を充実させ、産後間もない時期の産婦の身体の回復と心の安定に係る適切な支援を受けることのできる取組を行います。 また、把握した状況で特に支援を要する対象者には、関係機関と連携しながら、産後ケア事業等の利用を検討します。	健康福祉課
44	乳幼児及び学校健康診査の実施	乳児・1 歳半・3 歳児健診、学校健診などを充実し、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成につなげていきます。 健診の受診を促すために、健診の意義や重要性を十分に PR し、周知していきます。未受診児については、全対象児の状況把握を行っています。 また、医師会と連携し、「学校保健会」にて、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成を図っていきます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
45	母子保健講座の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康づくりや授乳・食事などについての正しい知識を得て、健康づくりの取組を実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。 パパママ教室、保健師・栄養士相談の日、離乳食講習会などを実施し、対象者への通知やチラシ等の配布、広報掲載なども実施していきます。	健康福祉課
46	乳児家庭全戸訪問の実施（こんには赤ちゃん事業）	新生児や乳児を対象に、保健師や助産師が家庭訪問して発育状況を確認し、育児相談等を行い、母子の健全育成につながるよう努めています。	健康福祉課
47	養育支援訪問事業の実施	支援を必要としている親子を把握し、保健師と連携して個々の家庭の子育てを支援しています。	子育て支援課 健康福祉課

通番	取 組	内 容	関係課
48	健康相談の実施	専門職員の体制強化や、他の専門機関との連携強化などにより、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談の充実に努めます。 現在、2歳2～4か月児を対象に年6回、身体計測、育児・栄養相談、歯科衛生指導等を行っており、今後も継続して実施していきます。	健康福祉課
49	食育の推進	保健分野、こども園、小学校・中学校のそれぞれにおいて、子どもの発達段階に応じたきめ細かな食育の推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、「食の学習」に努めます。 また、食材において県産農産物利用拡大や、地元生産者との交流を企画したり、農業委員会による食育活動を通じて、食育の充実に努めます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 経済課
50	事故防止の啓発強化	各種母子保健事業実施時などにおいて、乳幼児突然死症候群（SIDS）への対策など、事故防止に関する啓発を図ります。 妊娠届出時、こんにちは赤ちゃん訪問時、乳児健診時等にチラシの配布や指導を実施していきます。	健康福祉課
51	予防接種の適切な接種の促進	すべての子どもが、正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるように、予防接種の意義や重要性を広報・訪問・健診・相談等で十分にPRし、その周知を図ります。	健康福祉課
52	小児生活習慣病等の予防の推進	小児生活習慣病の予防に向け、小中学校で予防健診を実施します。養護教諭や栄養教諭による親子への生活習慣の指導など、対策を進めていきます。また、医師会との連携を図り、教職員の研修の充実に努めます。	学校教育課
53	子育て応援班活動の支援	妊産婦、乳幼児を中心に地域住民の健康の保持増進を図り、明るく住みよい地域をつくることを目的として、子育て応援班が設置されています。母親同士の交流、親子のふれあいの場等、母子の健康づくりを中心とした様々な活動を支援していきます。	健康福祉課
54	子育て世帯訪問支援事業（子育てホームヘルプサービス事業）の実施	出産前（妊娠期）から出産後（就学前まで）の家庭が、一時的に援助を必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣し、家事の援助等を行います。	健康福祉課

通番	取 組	内 容	関係課
55	多胎妊産婦等支援事業の実施	多胎妊産婦及び3歳未満の多胎児を養育する保護者を対象として、ホームスタート・おりーぶ(子ども虐待防止ネットワーク・かがわ)のオーガナイザーが調整の上、ホームビジターが家庭訪問し、家事・育児を支援します。	健康福祉課
56	産後ケア事業の実施	保健指導等を必要とする出産後の母親及び新生児(乳児)に対して、一定期間助産所等で保健指導や心理的ケア・その他育児の手技についての具体的な指導や相談を提供していけるよう、事業の啓発を行うとともに、利用料の負担軽減及び利用できる助産所や医療機関などを広域化していきます。	健康福祉課

(2) 医療サービスの充実

女性や子どもが必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の充実を図ります。

通番	取 組	内 容	関係課
57	不妊医療・周産期医療体制の充実	安心して妊娠出産できるよう、不妊医療、周産期医療の充実を要請していきます。町においても経済的負担軽減支援をしていきます。	健康福祉課
58	小児医療体制の充実	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国・県など関係機関に要請していきます。また、子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実とそれぞれのネットワークの強化を関係機関に要請していきます。また、医師会に協力依頼し、休日当番医制度など、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。	健康福祉課

3 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実

(1) 療育体制の充実

障害や発達の違いなどの早期発見、早期療育に努め、地域の教育・保育施設で障害のある子を積極的に受け入れ、充実した教育・保育に努めます。第3節 1(2)相談体制の充実における取組と重複して実施する内容もあります。

通番	取 組	内 容	関係課
59	障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診などで、障害・発達の遅れ等の早期発見に努め、相談事業や必要に応じて医療機関、療育機関等につなげていきます。療育機関と町の連携強化にも努めていきます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
60	障害児保育・特別支援教育の充実	こども園・小中学校では、障害や発達面で課題が見られる子ども一人一人のニーズに応じた適切な支援が行えるよう、受け入れ体制（人員や施設）の充実や職員の意識や技術向上に努めます。 中讃地域特別支援連携協議会と連携するとともに、綾川町特別支援研修会を開催し、特別な支援の必要な児童・生徒に対する支援方法や、環境整備に関する研修を行います。また、必要に応じて職員が専門家の指導を受けられる体制をつくります。県等の専門的研修を積極的に受け、通常学級でも、特別支援教育的な視点を加えた学習指導、日常生活指導を行っていきます。 小中学校においては、医療的ケア児に対する環境を整備し、受け入れに対して様々な検討を行える体制の充実に努めます。 また、児童発達支援事業、放課後等デイサービスについては、事業所と連携しながら、保護者の負担の軽減を図るとともに、適切な療育・発達支援に努めます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

（２）生活支援の充実

障害のある子どもや育児者が在宅で安心して暮らし続けられるよう支援を強化します。

通番	取 組	内 容	関係課
61	経済的な支援の活用促進	特別児童扶養手当や障害児福祉手当など、障害児への各種経済的支援制度の周知と活用を促進します。 必要に応じてパンフレット等配布を行っていきます。	健康福祉課
62	在宅生活の支援の強化	障害のある子や保護者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実と活用促進に努めます。また、障害のある子を持つ親の会などの支援に努めます。	健康福祉課

4 ひとり親家庭への支援の強化

(1) ひとり親家庭への支援の強化

ひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のために相談・支援体制の充実に努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
63	ひとり親家庭を対象とした支援の周知	ひとり親家庭を対象とした支援等について、香川県作成の「ひとり親家庭のしおり」や町の広報、ホームページ等を利用して周知を図ります。	子育て支援課
64	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭の不安や悩みを解消するため、香川県の母子自立支援員をはじめとして各支援機関と連絡調整などを行い、県と連携してきめ細かい相談を実施していきます。 児童扶養手当現況届については、平日に加え夜間や休日等の臨時受付を実施し、利便性の向上を図ります。	子育て支援課
65	経済的支援の強化	ひとり親医療費助成、児童扶養手当、母子父子福祉資金貸付、入学支度金制度など、ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度の利用を促進します。町制度の拡充に努めるとともに、国・県に対して、制度の一層の充実に要望していきます。	子育て支援課 保険年金課 学校教育課
66	就労の促進	ひとり親家庭の就労促進を図るため、安心して働ける環境づくりに努めます。また、香川県やハローワークの相談窓口への取次ぎや連絡調整を行い、就業に役立つ制度や、知識・技能の学習機会の利用促進に努めます。	子育て支援課 経済課

5 経済的負担の軽減

(1) 経済的負担の軽減

国や県、町の制度を活用し、子育て家庭の負担の軽減に努めます。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
67	子育てに関する経費・料金負担の軽減	こども園の保育料、小中学校を含めた教材費、給食費などは、制度を活用し負担軽減に努めます。また、就学援助や医療費の助成を行います。 一時保育、ファミリー・サポート・センター利用時の、利用料金の援助については、健やか補助金を利用し、保護者の負担軽減につなげています。また、生後8週から就学前でこども園等施設利用をしていない子どもを家庭で保育する世帯の経済的負担の軽減を図り、児童の健全な育成を応援するために在宅育児応援金を給付します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 保険年金課

6 児童虐待への対策

(1) 児童虐待の防止と早期対応

児童虐待の防止のため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、早期発見・早期対応の体制づくりを促進します。

通番	取 組	内 容	関係課
68	児童虐待の防止	子育ての悩みに関する相談や保護者同士の交流などの場を積極的に提供し、利用を促進します。 また、産後うつや早期発見や、ニーズに応じて町のこころの相談を紹介するなど、保護者のこころの健康維持にも努め、虐待の未然防止につなげます。 虐待に関する知識や、発見者の通告義務などについて、こども園・学校を中心にパンフレット等を用いて広く町民に周知します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

7 子どもの権利・意見の尊重

(1) 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり

子どもの人権について、多様な啓発活動を推進するとともに、子どもも町民の一人として、主体的に社会参画できるよう、まちづくりに子どもの意見を反映する仕組みづくりに努めます。

通番	取 組	内 容	関係課
69	子どもの権利の啓発・普及の推進	「児童の権利に関する条約」に基づいた、子どもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、あらゆる媒体・機会をとらえ広報啓発を図ります。	子育て支援課 住民生活課

8 子どもの貧困対策

(1) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、困難な状況を社会全体で支えていくことを念頭に置き、必要な環境整備と関係機関との連携を促進していきます。

通番	取 組	内 容	関係課
70	相談・支援体制の機能充実と連携強化	問題のある家庭の早期発見と実態把握、個々の案件に応じた適切な支援を行うため、子どもや家庭に関する相談窓口の機能強化・相談支援体制の充実を図ります。また、ヤングケアラーの子どもや家族に介護や障害・困窮など複雑化・複合化する課題がある場合は、重層的支援体制整備の中で、情報共有や役割分担を行いながら、支援において実効性のあるネットワークを確保します。 ひとり親家庭支援においては特に、窓口のワンストップ化を目指し、担当課窓口から各種支援事業や相談機関へのスムーズな移行を目指します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
71	子どもの貧困対策への資質向上	子どもが成長していく各段階で接するすべての場所が、問題のある家庭の発見と支援のプラットフォームとなるために、町全体の意識作りと、関係機関の職員の資質向上を行います。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
72	子どもや保護者の居場所づくりの推進	子育て支援センターや子育て支援施設、児童館を中心に、子ども達が安全・安心に過ごせる場所や環境の整備を行います。また、地域資源の発掘・活用のために子育てサークルの活動や、こども食堂の開設・活動経費の補助を行い、地域全体で子育てを支える環境の整備に取り組みます。 外国人で日本語の不自由な家庭や、不登校児や高校中退者など、困難を抱えて孤立しがちな家庭の居場所づくりに取り組みます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
73	学習支援事業の推進	家庭環境に関わらず、学習する機会が得られるよう、学習支援の機会提供や費用負担を実施しています。現在、利用可能な学習支援事業は、生活困窮者自立支援制度学習支援事業（中学生・高校生継続支援）、夏のステップアップ勉強会（中学3年生夏休み・冬休み実施）、ひとり親家庭等学習支援事業（小・中学生対象）です。ひとり親家庭等学習支援事業は香川県の事業であり、経費の一部を町が負担しています。また県事業の落選者を対象として、同様の学習支援を利用できる事業を町でも実施しています。	子育て支援課 学校教育課

通番	取 組	内 容	関係課
74	経済的支援の推進	家庭の状況や子育ての段階に合わせて利用できる各種手当や一時金、減免制度、助成制度、資金の貸付制度があります。また、生活困窮者自立支援制度を始めとして相談員や役場窓口にて随時相談を受け付けています。 困窮の原因や状況により適切な支援を行うとともに、経済的負担を軽減するための事業と就労支援や家計相談などの保護者の経済的基盤を安定させる事業を組み合わせることで、長期的な視点での支援を心がけ、経済的困窮の予防・早期改善を目指します。 また、経済的な要因で子どもが高校・大学の進学を諦めることがないよう、奨学金制度（貸与・給付）を実施します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

第4節 子どもの生きる力を創るまち

こども園間の連携をとりながら、幼児教育と小学校教育の連携も深めていき、幼児期の教育・保育の一体的提供等を進めていきます。

また学校教育については、基礎学力の定着や国際理解教育、人権教育などを推進していくとともに、いじめ不登校問題への対応など従来からの取組の充実に努めます。

さらに地域活動を通しての子どもと地域の住民との交流を促し、子どもの人格形成や地域文化の継承などを促進するとともに、多様な価値観の理解を促し、健全な育成につながるまちづくりを推進していきます。

1 生きる力を育てる教育の推進

(1) 就学前教育の充実

人間形成の基礎を培う大事な時期を担う就学前教育の充実に図ります。

通番	取 組	内 容	関係課
75	就学前教育の充実	就学前教育に関する法・計画に基づき、基本的な生活習慣の獲得に最も力を注ぎながら、こども園での個性あふれる教育を推進していきます。	子育て支援課
76	幼児教育と小学校教育の連携促進	幼児教育から小学校教育への円滑な移行に向けた教育及び保育内容の工夫を図り、連携を通じたその質の向上を図ります。 具体的には、小学校区ごとの交流活動及び合同研修の実施等を通じ、児童・教職員同士の交流を積極的に進めていきます。 また、町一貫性教育研究会の充実に図り、児童の指導要録や子どもの育ちを支えるための資料の送付・就学時の情報交換等、学校教育課、子育て支援課を中心として、こども園・小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めていきます。	子育て支援課 学校教育課
77	職員の資質の向上	こども園、小学校、中学校等の職員研修や交流などを実施し、職員の資質の向上を促進します。	子育て支援課 学校教育課

(2) 学校教育の充実

豊かな心を持ち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成を目指し、各学校がその特色を生かした教育を推進します。

通番	取 組	内 容	関係課
78	確かな学力の向上	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の視点に立ち、学力の向上を促します。 ＩＣＴの活用・充実により効果的な学習指導を進めます。	学校教育課
79	情報教育の推進	タブレット端末やパソコンなどの情報機器を活用して情報を収集・整理し、活用できる人材の育成を図るとともに、ＩＣＴ機器の環境整備にも努めます。	学校教育課
80	国際理解教育の推進	世界を視野に入れ、国際貢献できる人材の育成を目指して、ＡＬＴの配置や、オイスカ四国研修センター（地域の在住外国人が多数在住）との交流など国際理解教育を推進していきます。 また、多文化共生事業の推進を図り、子どもへの国際理解教育を推進します。	学校教育課
81	人権教育・福祉教育、健康、体力の維持推進	他人の痛みを理解し、あらゆる人権を尊重する心を持った児童・生徒の育成を目指して、人権教育を推進します。また、児童・生徒の思いやりの心を育むよう努めます。各学校において保護者を含めた「人権集会」を開催します。 また、子どもの健康、体力の増進のため、地域、家庭、医療機関等と連携し、診断・教育・相談等、学校保健を充実していきます。	学校教育課 生涯学習課 住民生活課
82	不登校やいじめなどへの対応	地域、家庭、学校が連携し、スクールカウンセラーや少年育成センターの相談事業により、不登校やいじめの加害・被害児童・生徒、親への適切な指導に努めます。また、不登校などの児童・生徒を対象にした適応指導教室の設置や保健室登校などの柔軟な運営に努めるとともに、ボランティアによる支援を促進していきます。 また、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の活用を通して、即時的に相談できる職員集団の形成を促進します。チームとして、毅然とした態度で、視野を広く持った支援が可能となるよう、制度的側面の整備と、人材活用的側面の充実をより図っていきます。	学校教育課 生涯学習課
83	開かれた学校づくりの推進	スクールアドバイザーの積極的な活用や、地域の人とのふれあう機会を積極的に取り入れるなど、開かれた学校づくりに努めます。保護者・住民が学校運営に参画し、地域ぐるみで子	学校教育課 生涯学習課

通番	取 組	内 容	関係課
		どもの教育に当たることができるよう、「学校運営協議会委員」等の意見を取り入れ充実を図ります。また、グラウンド、体育館など、学校施設を開放し、地域の人々との交流を促進します。	
84	安全な学校づくりの推進	安全な学校づくりのために、防犯設備等の充実を図るとともに、警察、PTA、交通指導員、学校支援ボランティアなどの協力を得ながら、通学時などの安全確保に努めます。同時に、学校の老朽化した施設等の改修・更新や、教育機器の整備・充実に努めます。また余裕教室の積極的な活用を図ります。	学校教育課
85	教員の資質の向上	教員の指導力・資質の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。また、教員のライフスタイルに応じた研修受講を促します。	学校教育課

2 多様な学習機会の提供

(1) 社会体験の促進

こども園、学校などでは、地域の協力を得ながら、特色を生かした多様な体験機会の充実を図ります。

通番	取 組	内 容	関係課
86	地域での社会体験の促進	自然体験、生活体験、社会体験の学習機会の積極的な導入により、子どもたちが、環境への理解、社会福祉への理解、育児への理解、家庭生活・社会生活への理解を深められるよう努めます。小中学校においては、町内企業と連携し、校外活動等の実施により多様な学習機会の充実、社会体験の推進を図ります。	子育て支援課 学校教育課

(2) 地域活動・文化活動の促進

育成会をはじめ各種地域活動を通じて、子ども同士の連帯感を養成するとともに、地域住民としての意識づくりを促進します。また、文化や芸術に子どもたちが親しめる環境づくりを進めます。

通番	取 組	内 容	関係課
87	子ども会育成会活動の活性化	リーダーの育成や活動の充実などにより、子ども会育成会活動の活性化を図り、同年齢・異年齢の子どもの交流を促進していきます。	生涯学習課
88	多様な地域活動の促進	各地域に、世代を超えて伝わる伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動など、子どもたちの積極的な地域活動への参加を促進していきます。	生涯学習課

(3) スポーツ活動の促進

スポーツ少年団活動を中心に、子どものスポーツへの参加を促進し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。

通番	取 組	内 容	関係課
89	スポーツを通した子育て支援	スポーツ少年団の活動への助成や一流選手のスポーツ教室の開催、町民綱引大会における子どもの部、幼児体操教室開催などスポーツを通して、子どもの健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。	生涯学習課

第5節 わくわく・ドキドキ・にこにこするまち

日々の暮らしの基本となる住まいは、子どもが生活しやすく、子育てがしやすい環境であることが求められます。

このような視点から子どもにとって配慮された生活環境を整備し、子どもや子育て家庭が、わくわく・ドキドキ・にこにここと過ごせるまちづくりを進めていきます。

1 子どもにやさしい生活環境の整備

(1) 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てにやさしい住宅の普及を促進するとともに、子どもや妊産婦、親子連れが安心してまちに出て、社会参加できるまちづくりを進めます。

通番	取 組	内 容	関係課
90	子ども・子育てにやさしい設備・建物・施設の整備	親子連れでも安心して利用できるよう、公共公益建物等において、ベビーカーで利用できるスロープ、エレベーター等の整備や、トイレ内へのベビーチェア等の設置を促進し、公共施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの活用を推進していきます。また、講座やイベント等に利用される公共建物には託児・授乳スペースの整備を推進していきます。また、小中学校体育館においては、熱中症対策として空調設備を整備します。	全課

(2) 安全・安心の確保

子どもに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。

通番	取 組	内 容	関係課
91	交通安全施設等の整備	子どもの交通事故防止に向け、交通量が多い道路や事故が多発している道路、通学通園路等を中心に、交通安全看板など、各種交通安全施設等の整備・拡充を図ります。	総務課 建設課
92	交通安全意識の高揚	子どもへの交通安全教育の充実を図ります。また、地域住民に対して、子どもの事故被害の危険性を積極的に広報していきます。 具体的には、親子での通学路点検を実施し、交通危険箇所の確認を行っていきます。	総務課 学校教育課 子育て支援課

通番	取 組	内 容	関係課
93	子どもに配慮した防災対策の推進	こども園・学校などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。また、関係各課や関係団体と連携し、合同の防災訓練などの実施を検討していきます。	総務課 子育て支援課 学校教育課
94	子どもに配慮した防犯体制の強化	子どもの犯罪被害防止に向け、防犯灯の充実や地域での見守り活動の重要性の啓発など、防犯体制の強化を図ります。特に、警察と連携しながら子どもかけこみ110番の家について、協力家庭・事業所の拡大を図るとともに、制度の趣旨を町民に周知していきます。	総務課 建設課 学校教育課 生涯学習課

2 のびのびと遊べる場の確保

(1) 屋外活動の場の充実

自然環境を生かしながら、子どもたちが思いっきり駆け回り、スポーツを楽しめる、遊び場・活動の場を充実します。

通番	取 組	内 容	関係課
95	屋外活動の場の充実	グラウンド、テニスコートなど屋外活動施設の整備と適正な維持管理に努めます。また、校庭を開放したりや園庭の遊び場としての活用を図ります。 野山や水辺が子どもたちの遊び場となるよう、自然環境の保全に努めます。	住民生活課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
96	公園の整備	身近な公園整備基本計画に基づき、将来人口分布を見据えた適正な場所において、地域特性や住民ニーズに応じた公園機能を確保した施設整備や施設改修に努めます。	建設課 経済課 生涯学習課

(2) 屋内活動の場の充実

子どもの屋内活動の拠点として、また、季節や天候に関係なく遊べる場として、既存の図書館や体育館などの充実と遊休施設の活用を進めます。

通番	取 組	内 容	関係課
97	屋内活動の場の充実	子ども同士や親子連れで気軽に来て遊べる地域の屋内遊びの場の充実を図ります。	子育て支援課 生涯学習課

第5章 子ども・子育て支援サービスの提供見込量

本事業計画における事業量は、推計人口とニーズ調査の結果等を用い、以下の項目について算出しました。

第1節 子ども・子育て支援サービスの量の見込みの算出方法

1 量の見込みの算出項目

(1) 教育・保育施設及び事業

	対 象 事 業	算出対象年齢
1	1号認定（幼稚園及び認定こども園（短時部）） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定（保育所及び認定こども園（長時部））	3～5歳
3	3号認定（保育所及び認定こども園（長時部）＋地域型保育事業）	0歳
4	3号認定（保育所及び認定こども園（長時部）＋地域型保育事業）	1歳
5	3号認定（保育所及び認定こども園（長時部）＋地域型保育事業）	2歳

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	対 象 事 業	算出対象年齢
1	利用者支援事業	—
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診査	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
5	養育支援訪問事業	—
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～5歳
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～6年生
8	一時預かり事業	0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生
12	子育て世帯訪問支援事業	0～5歳

	対 象 事 業	算出対象年齢
13	妊婦等包括相談支援事業	—
14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0～2歳
15	産後ケア事業	0歳
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
17	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—

※「1 利用者支援事業」、「3 妊婦健康診査」、「4 乳児家庭全戸訪問事業」、「5 養育支援訪問事業」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込を算出しました。

※算出対象年齢は、見込み量を出すために国が指定した年齢であり、実際の利用対象年齢と一致しない事業もあります。

2 量の見込みの算出方法

量の見込みの算出にあたっては、第2期計画期間である令和2年度から令和6年度までの各年度の利用実績から事業毎に利用率を算出し、その利用率の推移から算出した年度毎の変化率を基に、変化率の傾向及びニーズ調査結果から想定される今後の利用動向や本町の地域特性を踏まえ設定しました。

算出方法

推計項目	内容
1. こどもの人口の推計	令和元年～令和5年の年齢ごとの住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※によって、令和7年度～令和11年度の人口を推計します。 ※各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
2. 利用実績の把握	教育・保育の令和元年度末～令和5年度末の利用実績を集計します。年齢別に量の見込みを設定する事業については、実績も年齢別に把握します。
3. 利用率の算出	年度別に事業ごとの利用率を算出します。事業対象年齢の人口に対する利用実績が、利用率になります。年齢別の実績が把握できている場合には、年齢ごとの利用率を算出します。
4. 変化率の算出	事業ごとに年間の変化率（当年度利用率／前年度利用率）を算出し、令和元年度末～令和5年度末の変化率の推移を設定します。変化率の推移から事業ごとの利用動向の傾向を把握します。
5. ニーズ調査結果からの利用意向等の把握	ニーズ調査結果から事業ごとの利用意向や生活状況を把握します。
6. 量の見込みを推計	事業ごとに変化率の推移、ニーズ調査結果からの利用意向等を踏まえ、計画初年度（令和7年度）利用率、計画期間中（令和7年度～令和11年度）の変化率を設定します。これらの変化率から算出される年度毎の利用率に事業ごとの利用対象年齢の推計人口を乗じることにより、量の見込みを算出します。

第2節 幼児期の学校教育・保育の提供見込量

1 教育・保育施設の提供見込量

本計画期間においては、確保方策として1号認定、2号認定、3号認定（0歳、1歳、2歳）すべてをこども園で受け入れる計画となります。

■1号認定（こども園）【3歳～5歳】

令和7年度においては、1号認定の量の見込みは55人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を137人としており、量の見込みを82人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能 （定員）	現状	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	－	55	55	50	51	48	49
確保方策②	109	－	110	110	110	110	110
②-①		54	55	60	59	62	61

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

■2号認定（こども園）【3歳～5歳】

令和7年度の量の見込みは429人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を517人としており、量の見込みを88人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能 （定員）	現状	2号	2号	2号	2号	2号
量の見込み①	－	420	429	390	398	368	380
確保方策②	515	－	517	517	517	517	517
②-①		95	88	127	119	149	137

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

■ 3号認定（こども園）【0歳】

令和7年度の量の見込みは 67 人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を 80 人としており、量の見込みを 13 人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能（定員）	現状	3号	3号	3号	3号	3号
量の見込み①	－	71	67	66	64	62	61
確保方策②	92	－	80	80	80	80	80
②-①	21		13	14	16	18	19

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

■ 3号認定（こども園）【1歳】

令和7年度の量の見込みは 106 人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を 108 人としており、量の見込みを 2 人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能（定員）	現状	3号	3号	3号	3号	3号
量の見込み①	－	88	106	99	98	96	93
確保方策②	109	－	108	104	104	104	104
②-①	21		2	5	6	8	11

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

■ 3号認定（こども園）【2歳】

令和7年度の量の見込みは 103 人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を 140 人としており、量の見込みを 37 人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能（定員）	現状	3号	3号	3号	3号	3号
量の見込み①	－	145	103	125	117	115	112
確保方策②	156	－	140	140	140	140	140
②-①	11		37	15	23	25	28

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

町内の6施設すべてをこども園とし、学校教育と保育の一体的提供の体制を確保しています。また、こども園から小学校への就学をより円滑にするために、より一層の連携を図っていきます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行い、実施します。

4 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する幼児教育アドバイザーを配置し、こども園への訪問支援等を実施し、教育内容や指導方法、指導環境の改善等の専門性の向上を図ります。

5 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展を踏まえて、町内在住の外国人の子どもやその保護者が円滑に教育・保育施設等を利用できるように、使用可能な言語に配慮した案内やそれぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の見込量

1 利用者支援事業

《事業の概要》

子どもとその保護者の身近な場所で、こども園の利用や子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

《綾川町の状況》

子育て支援施設「きらり」にて、子育て支援コーディネーターを配置し、実施しています。

施設数（か所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

2 地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

子どもとその保護者の身近な場所で、子育て親子の交流の場を開設し、育児相談や地域の子育て関連情報の提供などを実施する事業です。

《綾川町の状況》

現在、子育て支援センター「にじ」、子育て支援センター「しいのき」、子育て支援施設「きらり」、南原児童館（ひよこ広場）の4拠点で実施しています。令和5年度の利用実績は、529人でした。

利用児童数（月平均）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	530	571	570	578	584
②確保方策	530	571	570	578	584
②－①	0	0	0	0	0

3 妊婦健康診査

《事業の概要》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《綾川町の状況》

妊婦健康診査に係わる費用を 14 回分助成しています。妊婦健診未受診者の把握や妊娠届時期、妊婦・家族状況等の把握に努め、受診勧奨や妊娠中及び産後早期の家庭訪問により支援を行います。把握した状況により、支援を要する対象者には、関連機関と連携しながら養育支援訪問事業等の利用を検討していきます。

※令和 7 年度以降は、将来の 0 歳児数に 14 回を乗じて推計。

受診回数（延べ）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,540	1,498	1,456	1,428	1,400
②確保方策	1,540	1,498	1,456	1,428	1,400
②－①	0	0	0	0	0

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

《事業の概要》

新生児や乳児がいる全家庭を保健師等が訪問し、乳児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行う事業です。

《綾川町の状況》

令和 5 年度の年間延べ件数は、117 件でした。新生児訪問指導と合わせ、乳児のいる全家庭に対して実施し、母子の健全育成につながるよう努めていきます。

※量の見込みは、将来児童数（各年 0 歳児）から推計。

訪問数（延べ人数）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	112	110	107	104	102
②確保方策	112	110	107	104	102
②－①	0	0	0	0	0

5 養育支援訪問事業

《事業の概要》

子育てに不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、育児援助や養育に関する指導助言を行い、家庭が抱える養育上の問題の解決や軽減を図る事業です。

《綾川町の状況》

妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児健診時等や保護者・家族等からの相談、教育・保育施設や子育て支援施設等との連携により、支援を必要としている親子の実態把握に努め、保健師とも連携をしながら、事業を実施しています。

訪問数（実人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

6 子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上等の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

《綾川町の状況》

宿泊ができる福祉施設3か所（社会福祉法人イエス団豊島神愛館、社会福祉法人弘善会児童養護施設讃岐学園、自立援助ホーム若者独立塾丸亀おひさま荘）と契約を結び、子育て短期支援事業を行っています。令和5年度の利用実績は17人でした。

利用者数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	49	48	47	46	45
②確保方策	49	48	47	46	45
②－①	0	0	0	0	0

7 ファミリー・サポート・センター事業

《事業の概要》

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

《綾川町の状況》

たかまつファミリー・サポート・センター（高松市、三木町、綾川町）に委託し事業を行っています。令和5年度の利用回数は、75回／年でした。

確保方策に対しては、会員（お願い会員 62 人、まかせて会員 30 人、どちらも会員 4 人：令和5年3月末時点の人数）のさらなる増加を見込んでいます。

利用回数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	84	86	83	82	78
②確保方策	84	86	83	82	78
②－①	0	0	0	0	0

8 一時預かり事業

（1）在園児（1号認定児）対象の預かり保育

《事業の概要》

1号認定児の教育日の保育時間終了後や長期休業中に、保護者の勤務形態による就労や事情により家庭の保育が困難な場合に、こども園で行う預かり保育事業です。

《綾川町の状況》

通園中のこども園で対応しています。

利用者数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（1号認定）	27	25	27	26	28
① 量の見込み（2号認定）	-	-	-	-	-
② 確保方策	こども園でニーズに対応します				
②－①	0	0	0	0	0

（２）未就園児対象の一時保育

《事業の概要》

こども園等に入園していない未就園児を対象に、保護者が就労や研修などで週に１～３日の保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院や通院する等、家庭での保育が一時的に困難な場合に、こども園で行う預かり事業です。

《綾川町の状況》

昭和こども園と滝宮こども園にて実施しています。提供可能数は（６人×年間２４０日×２か所）２,８８０日／年となります。

利用者数（延べ）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	１,７６６	１,７４７	１,７８２	１,７３３	１,７９０
②確保方策	２,８８０	２,８８０	２,８８０	２,８８０	２,８８０
②－①	１,１１４	１,１３３	１,０９８	１,１４７	１,０９０

９ 延長保育事業

《事業の概要》

こども園等における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。

《綾川町の状況》

量の見込みは令和７年度で１４人となっています。１９：００までの延長保育によりほとんどの人のニーズに対応できる見込みです。

利用者数（延べ）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	１４	１４	１５	１５	１５
②確保方策	１４	１４	１５	１５	１５
②－①	０	０	０	０	０

10 病児保育事業

《事業の概要》

子どもが病気の際に自宅で保育が困難な場合に、病院・こども園内の専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。

《綾川町の状況》

陶病院の病児保育室「うぐいす」、滝宮こども園の病(後)児保育室「ひだまり」において病児保育を実施しています。

量の見込みは、令和7年度で493人／年とします。確保方策は、定員3人×240日×2か所=1,440人（開所日数を土・日・祝日を除いた240日として計算）となります。

利用者数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	493	488	497	484	499
②確保方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②－①	947	952	943	956	941

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・なかよし学級）

《事業の概要》

保護者が仕事等で恒常的に留守家庭の小学1～6年生の児童に対して、専用施設で、放課後に適切な遊びと安全な生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

《綾川町の状況》

令和7年度の量の見込み325人から令和11年度305人となっています。計画期間を通じて、実際のニーズに応じた提供体制を確保していきます。

登録者数（月平均）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量 の 見 込 み	1年生	88	92	76	94	67
	2年生	85	85	91	77	96
	3年生	63	62	61	64	53
	4年生	56	51	52	52	56
	5年生	21	24	21	21	20
	6年生	12	13	15	13	13
	合計	325	327	316	321	305
② 確保方策		337	337	337	337	337
②－①		12	10	21	16	32

12 子育て世帯訪問支援事業

《事業の概要》

家事に対して負担を抱える子育て家庭、妊産婦などがいる家庭を訪問し、家事支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的とします。

《綾川町の状況》

ニーズに応じた確保ができるよう努めます。

13 妊婦等包括相談支援事業

《事業の概要》

妊婦などの身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施するため、妊婦のための支援給付とともに本事業を効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。本事業は、妊娠期から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

《綾川町の状況》

ニーズに応じた確保ができるよう努めます。

14 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

《事業の概要》

令和 8 年度からの新規事業になります。3 歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。アンケート調査の結果より、利用が想定される件数を見込んでいます。

《綾川町の状況》

令和 8 年度の給付開始に向けて、定期的な保育等を利用していない児童に対する利用意向を確認し、ニーズに応じた人員の確保を進めます。

(延べ人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	—	720	720	720	720
	②確保方策	—	720	720	720	720
	②－①	—	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	—	480	480	480	480
	②確保方策	—	480	480	480	480
	②－①	—	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	—	240	240	240	240
	②確保方策	—	240	240	240	240
	②－①	—	0	0	0	0

15 産後ケア事業

《事業の概要》

出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

《綾川町の状況》

令和7年度からの広域化に合わせて、ニーズに応じた確保ができるよう努めます。

宿泊型

(延べ人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7
②－①	0	0	0	0	0

デイサービス型

(延べ人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

アウトリーチ型

(延べ人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

16 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

《綾川町の状況》

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入 360 万円未満及び第 3 子以降の施設利用認定子どもに対し、施設等が徴収する副食材料費の助成を実施します。また、今後国の動向に応じ対象者に対して助成の検討を進めます。

17 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

《事業の概要》

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

《綾川町の状況》

今後、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の状況及び保護者等のニーズにより、必要に応じて実施を検討していきます。

第4節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり

放課後の子どもへの施策として、基本目標1・基本施策2「放課後児童対策の充実」において、「放課後児童健全育成事業の充実」、「放課後子ども教室推進事業の充実」、「児童館活動事業の充実」に取り組んでいます。今後、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（なかよし学級）と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、「放課後児童対策パッケージ」で示された各項目に対し、以下のように推進していきます。

1 事業目標について

「放課後児童対策パッケージ」の事業目標は下記の通りです。

	事業内容	事業目標
1	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携強化	互いに連携して児童が様々な体験活動ができるよう努めます。
2	放課後子ども教室の整備	多くの児童が興味を持って参加でき、多様な体験をできるように、イベントやプログラム等の充実を図っていきます。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する方策について

「放課後児童対策パッケージ」では、放課後児童クラブの役割として、「単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。」とされています。これに示されるような、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の円滑な推進に向けて、以下のような方策のもと、各種取組を推進していきます。

	項目	実施内容
1	公民館等での放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会と福祉部局の間で協議し、社会教育施設等の利用を促進します。
2	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組みます。

	項目	実施内容
3	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	教室開始前に保護者の相談に応じる時間を設けるなど、子ども一人一人の状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。
4	放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	研修や個別の指導及び先進事例の検討等を通じて、支援員や運営主体の資質向上を図ります。

第6章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

1 関連機関との連携

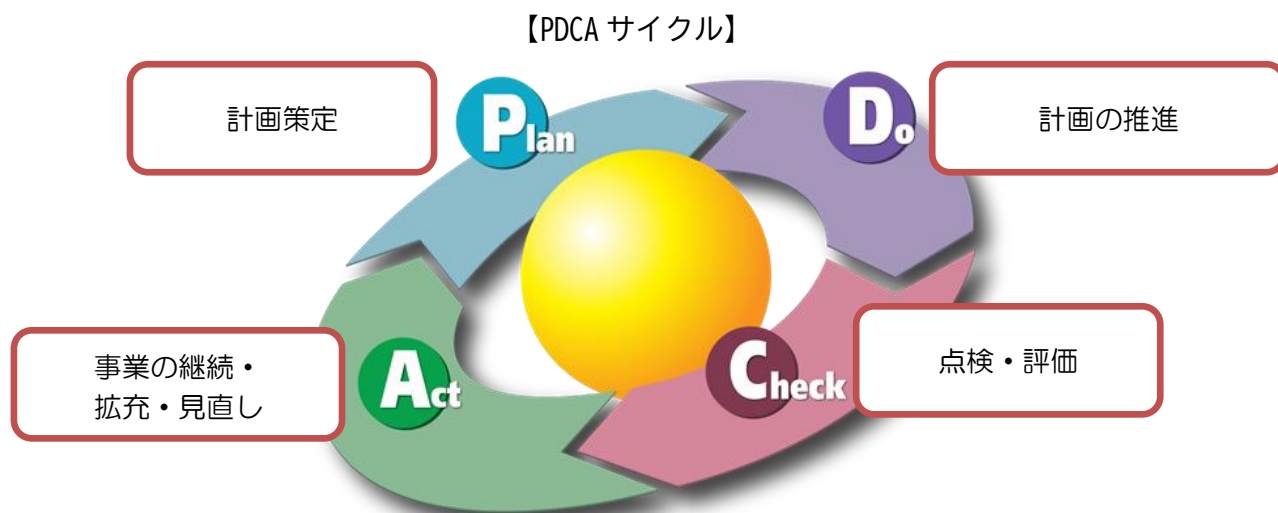
本計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民をはじめ、地域、学校、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体等の協力が必要不可欠です。このため、町民他関係機関・団体等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成する「綾川町子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

当会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けられており、計画策定後も当会議において、各施策の進捗状況を把握して継続的に点検・評価を実施するなど、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。評価にあたっては、庁内関係部署による内部評価に加え、外部評価による公正な評価の仕組みを導入します。

なお、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画を見直し、必要に応じて一部改定を行います。



第1節 綾川町子ども・子育て会議の経過

日程	主な内容
【第1回】 令和6年7月18日	・委嘱状交付 ・会長、副会長の選出 【議事】 ・子ども子育て会議について ・ニーズ調査について
【第2回】 令和6年10月31日	【議事】 ・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画総括について ・第3期綾川町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査報告 ・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について
【第3回】 令和7年1月20日	【議事】 ・第3期綾川町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年2月3日～ 令和7年2月17日	・パブリックコメント実施 ・第3期綾川町子ども・子育て支援事業計画（案）
【第4回】 令和7年3月17日	【議事】 ・第3期綾川町子ども・子育て支援事業計画の承認

第2節 子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

区分	所属	役職名	氏名	備考
子どもの保護者	小中学校保護者代表	綾川町PTA連絡協議会 会長 綾上小学校PTA会長	渡辺 隆博	※
	こども園保護者代表	綾川町PTA連絡協議会副会長 羽床上こども園保護者会 会長	木村 咲希	※
子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	こども園長	綾川町こども園代表 陶こども園 園長	植田 泰子	
	小学校長	綾川町小学校代表 昭和小学校 校長	作花 志保	※
	児童館長	南原児童館 館長	有岡 俊文	
	保健師	綾川町健康福祉課 保健師	村上 阿佐美	
子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	学識経験者	香川大学 副学長	山神 眞一	会長
	学識経験者	綾川町国民健康保険陶病院 副院長	葛原 誠人	
	教育委員	綾川町教育委員会 教育委員	香西 弘志	副会長
	民生児童委員	綾川町民生児童委員会 会長	岡田 きみ子	
	綾川町子育て応援班	綾川町子育て応援班連絡協議会 会長	藤田 和子	※
	青年会	綾川町青年会 会長	大林 千明	

備考欄に「※」がある委員は、任期が令和6年4月1日～令和7年3月31日です。